

「村落と環境」

第2号

2006年6月

村落環境研究会

村落と環境
(第2号)

目次

シンポジウム「市町村合併と入会林野」

[基調講演]	
入会裁判と環境保全(弁護士・西南学院大学名誉教授 中尾英俊)	1
[個別報告](司会:愛媛大学 矢野達雄)	
共有組合の歴史と現状(今治市共有山組合 前組合長 青井 玄)	8
入会林野と町村合併(長崎県五島地方局 高尾徳次)	12
馬毛島における浦持入会紛争(馬毛島の自然を守る会鹿児島支部 牧洋一郎)	15
財産区と共有地(大阪府箕面市役所 岡本常雄)	18
[特別寄稿]	
入会集団・自治組織・そしてコモンズ(京都大学名誉教授 半田良一)	27
[投稿]	
入会紛争と環境問題ー馬毛島の浦持地を巡ってー(牧洋一郎)	44
[研究会記事]	
理事会及び第2回総会議事録	51
村落環境研究会規則	56
「村落と環境」創刊号の目次	57

「入会裁判と環境保全」

弁護士・西南学院大学名誉教授 中尾英俊

共有の性質を有する入会権は共同所有権

入会利用について、「今は山に入っていないじゃないか、全然使っていない。昔は薪^{たきぎ}を採るなど山に入っていたが入っていない。だから入会権はない」ということを言う。そうすると確かに本を読むと「入会権というのは山村、集落の人々が集団的に山林に入って草を刈ったり、木を伐ったりして集団的に使用収益する権利」である。「使用収益しなければ入会権はない」という判決・議論がかなりある。

ところが入会権には、ご承知のように「共有の性質を有する入会権」と「共有の性質を有しない入会権」の二つある。

共有の性質を有する入会権というのは、「共有の性質を有する入会権については各地方の慣習に従う他共有の規定を適用する」となっている。共有の性質を有する入会権は「土地の共同所有権」である。土地を使おうが使うまいが関係ない。使っていないから所有権はないとの理論はない。従って共有の性質を有する入会権が消滅することは絶対にない。ただ入会権がなくなる例としては、共同所有地を個人分割してよそに流れ出たりして個人個人の所有権に解体することはある。また土地自体がなくなれば別だが。

慣習とは何か

現在の民法は明治31年に出来たが最初の草案には入会権の規程はなかった。しかし、「入会権の規定を入れろ」ということになって調べてみたがよく判らなかつた。だから1か条しかなかった。今は2か条あるが「こんな規定では駄目だ、除ける」という意見もあった。

これに対し「除けたらいかん理由」は書いてあるとおり、「共有の性質を有する入会権については各地方の慣習に従うほか本節の規定を適用する」。次に「入会権に関しては地役の性質を有するにあらざれば、共有の性質を有するもののごとし。共有の性質を有するものは本節共有の規定に従う」。

しかしながら、普通の共有は分割請求が出来る。持ち分をどう処分しようと勝手である。こういう規定がなければ自由に分割請求や持ち分処分が出来ることになる。これは大変だと。入会の慣習とはこういうものではなく持ち分を売ったり譲ったり、また分割請求も出来ない。これが入会の慣習である。その慣習がなくなれば普通の共有地になる。

そういうことが慣習であつて、山で薪を採ったり木を伐ったりすることが慣習ではない。これが第1点。

第2点目は共有の性質を有しない入会権とは大部分が市町村有地だと思ふ。大正から昭和の中期にかけて部落有林野統一が行われ市町村有になったところがずいぶんある。その当時は山に入っていたが、昭和35年頃には殆ど入らなくなった。だから「入会権はなくなった」というけれど、共有の性質を有しない入会権が薪を取る権利だとはどこにも書いていない。「共有の性質を有しない入会権」については各地方の「慣習に従うほか地役権

の規定を準用」すると書いてある。

薪を取ったり草を刈ったりする権利だとすれば、各地方の慣習に従うほか地上権または永小作権の規定を準用する、と書くはずであるがそうは書いていない。地役権の規定に従うと書いてある。

地役権で一番多いのは通行地役権（ほとんど登記されていない）であろう。登記されている地役権で一番多いのは送電線地役権（送電線の下には障害物を作ってはいけない）である。そうすると地役権とは何かというと、私は保安林的なものではないかという気がする。

例えば、この山が市有で我々の入会地であったと仮定する。何も使っていない、使ってもなくても禿山になったら我々の生活が危ない、だから緑を守れと、これが地役権の入会権ではないかと考える。地役権者は設定目的に従って他人の土地を自己の土地（集落の土地）の便益を供する権利である。地役権の一種に「陰伐り」と言ったり、「助け山」というのがある。助け山を勝手に伐ったりすれば困るわけですが、こういうのが地役権の入会権といえる。

山口県の上関でも山に入っていないから要らないのではないかと、例えば他人の小作地を耕作していないから車を乗り入れてもよいのではないかと議論と同じことではないか。そんな馬鹿な話はない。

第3点、共有の入会権について。共有物は民法の規定ではいつでも分割請求出来る。例えば3人で土地を買って3人で分けることはよくあることだが、共有入会権についてはそれは出来ない。各共有者は他人の合意がなければ共有物に変更を加えることは出来ない。従って入会地を売るのは勿論貸すのは多数決では出来ないということだ。これが非常に大事なことである。

そういうことを踏まえて私たちは入会権を守っていくことが必要であると考えている。

入会権に関する規定

- 共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習に従うほか、この節（共有）の規定を適用する（民法第263条）。
- 入会権ニ付テハ地役ノ性質ヲ有スルニ非サレバ共有ノ性質ヲ有スルモノノ如シ面シテ其共有ノ性質ヲ有スル者ハ本節ノ規定ニ従フヘキカ如シト雖モ入会権ヲ有スル村民ニシテ若自由ニ持分ヲ譲渡シ又ハ何時ニテモ分割ヲ請求スルコトヲ得ルモノトセハ他地方ノ慣習ニ背キ其弊害極メテ大ナルトキヲ以テ主トシテ各地方ノ慣習ニ従フヘキモノトセナリ（民法修正案理由書）
- 共有の性質を有しない入会権については各地方の慣習に従うほか、本章（地役権）の規定を適用する（民法第294条）。
- 各共有者は他の共有者の同意がなければ共有物に変更を加えることができない（民法第251条）。
- 地役権者は設定目的に従って、他人の土地を自己の土地の便益に供する権利を有する（民法第280条）。
- 地役権でもっとも多いのは、通行地役権、送電線地役権である。

入会関係資料

①（明治31年の市町村一覧）

配布した資料に当時の東京府と千葉県町村名が載っている。

この中の東京府玉川村には尾山、奥澤、等々力用賀、瀬田、野良田、上野毛、下野毛の地区とフスマ村の飛地、下沼部村の飛地、深澤村の入会地と書いてある。今は世田谷だが昔は相当田舎だった。

千葉県千城村には大宮村、川戸、仁戸名、小倉、坂月、大草、金親（寒川村、千葉寺村入会）とある。（千葉寺村は千葉市の真ん中に近いところ）

次に臼井町、佐倉町（成田空港に近いところ）に臼井村、臼井田町、臼井臺町入会地とあり千葉県は非常に入会地が多い。他にも新潟県、富山県、石川県にも入会地がある。

入会地というのは何かといえば村張りの元ではないか、村張りの権利、つまり村の所有権である。村の所有権が入会権であった。ただ所有権がよそにある場合には共有の性質を有しない入会権である。そうすると入会権とは薪を採ったり草を刈ったりする権利ではない。そういうところから入会権とは先祖伝来の財産であると私は考えている。従って環境保全に役割を果たしてきたということで入会権は非常に大事な権利である。

②入会に関する裁判一覧表

平成8年以降の入会関連の判決20例について別表により説明。

入会地か入会利用に関する裁判ではなく、入会地を他の用途（ゴミ処理場、ゴルフ場等）への変更に対して入会権が機能していることを申し上げたい。

質 疑

（塚） 東京府に「深沢村の入会地」と「下沼部村の飛び地」とがあるが、村というのは通常、人が居て生活・生産活動が行われて土地というのが村の概念だと思う。現在の飛び地も大体そう意味と思う。行政区画の一部が離れたところにあるという意味だろう。それでは、この深沢村の入会地というのはどういうものと理解したらよいのか。入会地というとき、土地を指していると思うが、ここの入会地というのはなんなのでしょう。

（中尾） 私は村々共有地だと思う。ここで言う入会地というのは縄張り（村張り）のことだと思うが詳しくは検討していない。今のところ、本来入会は村々共有林であったと理解している。

（塚） 入会地が村と村の共有地であるという、いくつかの村の共有地を入会地といったことはよく理解できる。しかし、ここには村と同等のレベルで入会地と書いてあるが、私が理解している入会とずいぶん違うのかなと思った。

（中尾） 村の地域のことだと思う。今後研究してみたい。

（泉） 玉川村と深澤村の入会地について玉川村の領地に深沢村が入ってきて、入り方に飛地という入り方と入会地という入り方がある。飛地はよその村の領地、入会地は玉川村の領域に深沢村が同等の権利を持つ場所がある。千葉県の千城村の場合、寒川村、千葉寺村との3ヵ村入会ですから先の玉川村の事例は玉川村と深澤村の2ヵ村入会ではないでし

東京府

Table listing municipalities and villages in the Tokyo Prefecture section, including names like 品川町, 大黒村, and 世田谷村.

Main table listing municipalities and villages in the Tokyo Prefecture section, including names like 玉川村, 駒澤村, 馬込村, and 矢口村.

東京府 武藏國 多摩郡 商標局 深川區 武藏國 多摩郡 商標局 深川區 武藏國 多摩郡 商標局

Table listing municipalities and villages in the Tokyo Prefecture section, including names like 梅ヶ野村, 福田村, 旭ヶ野村, and 七ヶ野村.

千葉縣 千葉郡 千葉町 位置 千葉郡 千葉町

Table listing municipalities and villages in the Chiba Prefecture section, including names like 千葉町, 蘇我野村, 大和田町, and 推名村.

千葉縣 千葉郡 千葉町 位置 千葉郡 千葉町

入会に関する裁判一覧表

裁判所	年月日	地名	土地	当事者	争点	判決
1 大阪堺	8. 2.23	堺市	溜池	自 G・企	明渡請求	溜池作業未経験者は明渡請求権なし
2 名古屋	8. 6.18	名古屋	林野	自(法)所(M)	登記請求	法人たる自治会名で登記せよ
3 甲府	9. 9.30	増穂町	山林	企知事	開発不許可取消	全員の同意がないから不認可
4 仙台北秋田	12. 5.22	山形・朝日村	林野	M村	ダム補償金請求	補償金請求は入会権者全員でせよ
5 大分日田	10. 7.31	天瀬町	山林	G企	持分権差押	入会地の共有持分は差押不可
6 最高	15. 4.11	秋田・象潟町	雑	M G	補償金配分請求	入会地処分の補償金は全員の総有
7 福岡小倉	12. 1.20	小倉南区	山林	G市	所有権確認	大字有は財産区有ではない
8 大阪高	13.10. 5	和歌山市	林野	企M	登記請求	多数決処分の規約は有効
9 広島	12. 5.30	広島市	林野	G市	入会権確認	財産区有地上の入会権確認
10 福岡久留米	13. 9.14	久留米市	溜池	自・G所(M)	登記請求	もと農民・農事組合の登記請求
11 岐阜	13.12.12	山岡町	林野	M企	原状回復	貸付に同意したのち撤回は不可
12 山口岩国	15. 3.28	上関町	山林	M企・M	入会権確認	入会権確認請求は全員でせよ
13 那覇	15.11.19	金武町	雑	M G	入会権者地位確認	世帯主でない女は入会権者ではない
14 甲府	15.11.25	山中湖村	原野	村M1	土地明渡請求	入会地を売却すれば入会権放棄
15 大阪高	16. 1.16	兵庫・高砂市	林野	市長	所有権確認	準財産区有財産は公有財産ではない
16 佐賀唐津	16. 1.16	唐津市	墓地	新本	墓地使用権確認	遺骨をもたない者は墓地使用権がない
17 大阪	16. 1.20	箕面市	雑	市	所有権確認	土地台帳上共有となっても財産区財産
18 鹿児島名瀬	16. 2.20	瀬戸内町	山林	M村	処分(貸付)	多数決で入会地の貸付はできない
19 福岡飯塚	16. 9. 1	庄内町	溜池	G所	登記請求	新しく選ばれた代表者に登記せよ
20 鹿児島	17. 4.12	西之表市	雑	M企・M	入会権確認	入会権確認訴訟は全員でせよ

G = 入会集団 M = 入会権者 企 = 企業 所 = 登・所有者 自 = 自治会 本 = 本戸 新 = 新戸 法 = 法人

ようか。

(堺) 深沢村は駒沢村の旧村の一部にあり、玉川村と深澤村の入会というのはいかがか。
 (松原) 山口県にもこういう入会がある。3か村入会が山口市と旭村との間にある。町村の境界を決めた結果、山口市住民の入会地が向こうに入ってしまったケースです。土地は旭村ですが、入会整備するとき吉敷村有林もあり、今は旭村と山口市だとの3か村入会だと思われる。

(司会矢野) ただいまの中尾先生の基調講演に対する討論は終わります。

シンポジウム

「入会林野と市町村合併」

司会 愛媛大学 矢野達雄

テーマは入会林野と市町村合併、これは昨年引き続き同じテーマで開催します。

現在、全国各地で市町村合併が進行中であるが、これにより入会林野になにか影響があるのではないかとすることで現在の問題であるとして昨年このテーマでシンポジウムを開き今年も引き続いて行うこととした。

第1報告

「共有山組合の歴史と現状」

愛媛県 今治市 共有山組合 前組合長 青井 玄

今治市玉川町及び朝倉村共有山組合の歴史と市町村合併についての経過と現状を報告する。共有山組合の元々は入会林であったが、明治 24 年に市町村有林になり、その後共有山組合が管理していたが市町村合併に伴い平成 17 年 1 月 16 日今治市有林となり、森林施業、管理等全て引き継いでいる。

地域の概況

共有山組合山林は、愛媛県北部の高縄半島の中央部に位置し、旧今治市玉川町、朝倉村にまたがり面積 2413ha を有する。地形は急峻で地質は花崗岩からなっており、表土は深層風化を受けた真土で崩壊しやすい土壌である。今治地方を流れる蒼社川及びトング川は藩政時代から度々大洪水をもたらした歴代藩主も治水に力を注いできました。

昭和 40 年代までは、ほぼ 10 年に 1 度は洪水により甚大な被害が発生し、流下堆積土砂によって全国でも数少ない天井川を形成している。

また昭和初年までは、ほぼ 30 年に 1 回襲来する干ばつにより大きな飢饉に見舞われてきた。気候は比較的温暖ですが 2 月、3 月の晩雪によるスギ、ヒノキの折損等による被害も 10 数年に一度は被っている。年間雨量は 1,200 から 1,400mm で寡多雨地帯に属し、総じて林木の生長は良好である。

共有山組合の沿革

河川上流森林は野山と呼ばれる入会林であり、明治 24 年町村制に基づき当時の越智郡日高村他 13 か村が組合を創設し山林管理の一部事務組合として運営することとなった。

県内各地の入会林の管理は市町村有林あるいは部落有林として管理されてきたのが一般的であり、当組合のように複数町村により管理されてきたものは非常に珍しい。

大正 15 年にはそれまで各町村が所有していた林地、立木の所有権を全て無償で組合が譲り受け、山林の所有と管理が一体化され公益的機能の発揮を理念とする森林経営が今日

まで続けられてきた。特に明治 26 年及び 34 年に今治地方を襲った大豪雨被害により植林の必要性を痛感し、関係住民参加による荒廃山林の植林活動に取りかかることになった。

植林の経費は、14 か村毎の田畑の反別割り 3 割、地価割り 4 割、戸数割り 3 割を基準として関係全町村で費用負担するという当時としては画期的な制度であり、この応分負担割合は町村合併まで引き継がれてきた。

この組合直営林の他に分収造林制度を創設し、関係町村、部落、青年団、その他各種公的団体等と分収契約を結び、地域の 100 余団体の人々の参加による植林施業が行われてきた。この制度は市有林となった今日まで続いている。

植林の歴史

当時、今治地方では造林技術は全くなく、記録によると明治 35 年、初代組合長は奈良県の吉野林業川上村戸倉庄三郎氏に学んだと記され、明治 36 年第 1 期に始まる植林は昭和 61 年の第 3 期植林計画が終了するまでに再造林を含め直営林は延べ 880ha、分収林は延べ 2000ha に達した。

昭和 62 年からの第 4 期植林計画では、これまでの一斉林施業を廃し、時代の要請を受けて一部開発が予想される林地を除き全山保安林に編入し、長伐期、非皆伐複層林施業を導入している。また人工林面積は直営林・分収林合わせて 1613ha となっている。

森林整備事業の実施にあたっては、昭和 61 年度から 5 年間は関係市町村が、また平成 3 年度から国及び県の支援により各種事業を導入し整備に努め、平成 16 年度末までに単層林延べ 1796ha、複層林 439ha (目標の 24.5%) の整備を実施している。今後も積極的に進めていきたいと考えている。

なお複層林下木の樹種はヒノキを主として広葉樹としてはケヤキを主にまた在来樹種のトチノキ、アカガシ、センノキ等の有用広葉樹を試験的に植栽している。

また、共有山組合では我が国複層林施業の権威者である岩手大学の安藤貴先生の指導に基づいて複層林施業体系図を作成し、100 年伐期を基準とした施業を行っている。

植林の効果

植林事業に取り組みを始めた明治 36 年から伐採収益の生じた昭和 16 年までの町村の負担金は 82,850 円であるが、経営に余裕のできた昭和 17 年から昭和 42 年の 26 年間に約 1 億円を関係市町村に還元し、市町村財政基盤の強化等に大きく役立ってきた。また、部分林からの収益や木材は、市町村庁舎や公会堂、新制中学校、消防施設、集会場等の補修や改築等社会資本の整備拡充にも役立ってきた。

また、先人たちの努力により荒廃山地に植林を始めてから約 70 年後の玉川ダム建設の際の調査の結果、蒼社川流域においては、植林事業に伴う保水力の強化によって洪水期流出量が県下主要河川より平均の 1.2 倍の高い値を示していた。平成 6 年愛媛県の瀬戸内の多くの市町村が大洪水に見舞われた際、隣接の松山市の水ガメ石手川流域と比較しても高い森林の保水機能を示している。

なお、近年は造林木の成長に伴う根茎の土壌緊縛力が高まり大規模な林地に起因する災害も減少している。水質の点においても平成 11 年 7 月から 12 月の 6 ヶ月間高縄山系が

ら流入する石手川において藻類一種であるアオコの異常発生により湖面が黄緑色となり、飲料水に臭いを生じた。この現象は、これ以降も年により強弱はあるものの毎年続いている。同じ水系で共有山組合有林を流域に持つ玉川ダムにおいては全くそのような現象は見られず正常である。たゆまない森林整備の努力の成果が目に見えたものとして先人たちに對し感謝の念を強くした次第である。

市町村合併と共有山組合

市町村合併を2年後に控えた平成14年9月関係市町村において合併推進協議会が設立され、合併に向けての検討のなかで、市の方から平成15年7月までに共有山組合経営の方針を決めていただきたいとの要請があった。

結果的に共有山組合有林は平成17年1月16日を以て今治市有林に編入されることになったが、それまでに組合は、同様事例の調査を県の内外で行ったが、いずれも当共有山組合のように単独で組合長、組合の議会等独立したものではなく、参考とはならなかった。

共有山組合の運営の現状は、木材の売却収入を主な財源としていたが、長期にわたる木材価格の低落や高齢級のヒノキの伐採量にも限度がある。今までは市町村の負担なくして何とかやって来たが、今後は市町村の負担なくして経営を続けていくことは不可能となっている。

平成15年3月に共有山組合議会は臨時及び定例議会において市町村合併に伴う組合の処置について討議を行った。

主な意見として

- ・当共有山組合の組合議員は部落代表として住民の中から選任して来ている、本質は昔の地域が主体である。これまでの形で運営を続けたい。
- ・赤字を生じた場合は市が負担するという今の制度を生かして経営を続けてほしい。
- ・これまでの伐採収益による部落への資金還元は非常に大きく、今経営は難しいが分収林制度は今後も存続してほしい。
- ・共有山組合の存続が出来ないならば森林組合に共有山組合の肩代わりをさせることは出来ないか。

これらの意見を踏まえ、次のようないくつかの経営形態を模索をし、関係機関に相談し、検討した。

【財産区】

地方自治法第294条で旧市町村又は特別区を単位として設けられるものであって、今治市、玉川町、朝倉村の三つの団体の設立は可能であるが、現行の組合の形態で総括しての管理は出来ない。但し従前から存在する財産区は市町村合併に際しても何ら変更されることなくそのまま存続することが出来るということであった。

【公益法人】

最近、公益法人は設立の目的と異なった活動事例が多く、新しく設立する場合審査が非常に厳しい。森林整備を行うことについては公益法人としての主たる目的が何もないのではないか。また収益の使途が厳しく求められ、特定の人あるいは特定の地域の利益には使えない。また経営上赤字が生じてはいけない。独立して経営が出来ることが条件である。

補助金、助成金を財源として充てることは出来ない。等として困難である。

【独立行政法人】

国においては今地方独立行政法人の設立も検討中とのことで、現在は制度化されていない。本年度中に骨格が出来ると聞いている。平成17年1月16日に間に合うかどうか判らないし、これについても組合の目指す目的にそぐわないのではないか。

今の材価では経営は不能でありいずれも自力経営ができることが必須項目であり、補助金、助成金、寄付金等の外部資金を見込み計上できない。

【第3セクター】

出資団体として、今治市農協、漁協等関係企業に出資を仰ぐとすれば利益追求面から色合いが変わってくるのではないか。また事務の処理量が増大し、森林整備事業を第3セクターで行うことが妥当であるか疑問である。

現在の制度として財産区、公益法人、独立行政法人等への切り替えは出来ないとの結論であった。

組合の山林立木について大正15年3月に関係市町村から共有山組合に所有権が移転されている。そういう関係で「新しい市に返さなければならないか」と尋ねてみたが、法務局の考え方として「林地は共有山組合に登録されていても組合規約第2条にこの組合は今治市、玉川町、朝倉村をもって組織すると明記されている。またこれまでの土地売買契約書を見ても当組合は地方自治法第294条に基づく一部事務組合であることが明記されている。共有山組合は普通市町村の内部組織と解釈される」とのことであった。

以上のように他の組織による経営は不可能であり、今治市有林として今後森林管理の規範たる森林管理条例を策定し、循環型森林として長伐期非皆伐型複層林施業による公益的機能林として、これまで組合が造成してきた継続施業をお願いすること、また、当組合の職員を新市の職員に採用し、合併後も森林の公益的機能の向上に専従職員として任用してもらうこと、の2点について平成15年7月の組合議会で提案し承認され、今治市有林となったものである。

市有林の管理組織と管理方法

農林振興課内に森林管理事務所を新設し、共有山組合の要望した組合職員を市の職員として任用し、旧組合有林の管理を行っている。今後は市有林に編入された2,413haの他に旧市町村の持ち寄りの山林の内人工林を加えて管理している。天然林は管財課が別所管するように聞いている。

事業の実行状況は、森林整備事業についてはこれまでに共有山組合が策定した複層林整備計画に基づき整備を進めている。林道網の整備についても森林整備に関連した整備を急ぐものから順次開設を行っている。

管理予算は、市において人件費として給料手当等を計上しており、造林事業費として農林公庫からの借入金元利合計が17年度749万7千円、国営保険掛け金411万円を計上している。県においては平生17年度の森林整備事業計画は下刈り、受光伐等複層林造成や誘導伐等262ha事業費として9,100万円を計画している。

関係機関への要望

① 今治市森林保全条例の制定

市町村有林はこれまで市の財政が悪くなれば山を伐るという経過があり、その結果、今市有林にはあまり高齢級の山はない。目先のことで金にしまった。こういうことのないようお願いしたい。職員の異動にしても一般職員は3か年同じ部署に勤務すれば転勤となる。山を知り山を作るためには専従職員の配置をお願いする。

森林に起因する災害防止と水源確保のための保水機能の高揚を図る。今治地区として人口17万人の割に山林は広くないので保水力の高い森林に造成していくことが必要である。このような意味合いから「今治市森林保全条例」を作り、これに基づいて森林整備を進めて欲しい。

② 今治市水源林整備協議会の設立

これからの市有林の造成整備を進めていく上で、森林というものは市民と密接なつながりを持っているので、市民各層から幅広く意見を聞くための今治市水源林整備協議会（仮称）を設立してほしい。

③ 今治市有林管理運営アドバイザーの任用

元林野庁長官であった小沢普照氏が退官後、色々活動されている。こういう方を市有林管理経営アドバイザーとして任用し、今治市有林を世界に向けて働きかけてしていただくようお願いしたい。

④ 県への要望

市有林となっても、今までの共有山組合に対する事業量と予算を減らさずに、引き続いて事業を実施してもらいたい。

第2報告

「入会林野と市町村合併」

長崎県五島地方局 高尾徳次

長崎県の市町村合併は、合併に取り組む前の79市町村が、今現在45市町村、2006年の3月には23市町村となる予定である。

私の勤務する五島列島の位置であるが九州の西の端に位置し、平成16年8月1日に下五島地域の1市5町が合併し五島市が、また上五島地域については5町が合併し、新上五島町が誕生した。

市町村合併に伴い、全県的には入会林野に関する大きな動きはなかったが、今回合併した新上五島町内の旧町一つが、合併を前提に町名義の入会林野の整理を行った例について報告する。

経過

新上五島町は合併協議会が、平成13年7月1日に設立され、合併に向けての協議・検討がなされたが林野に関して大きな争点にはならず、旧町の条例、規則を新町にそのまま

引き継ぐことで合意がなされた。本日は次の3点について報告したい

①旧町における入会林野・入会権の状況

②合併前の旧町の一つが行った入会林野整備の状況

③合併を前に旧町の一つが入会権を全面的に認めた条例

1. 旧町における入会林野・入会権の状況について

新上五島町内の入会林野は、町名義の土地が殆どであるが、入会集団が持つ権利の状況は旧町によって大きく異なっており、その内容は別紙資料1「町名義の土地に郷が有する権利」のとおりである（表では入会集団を郷というが、郷というのは昔の町・村を構成する行政区画であり、大字と同じと考えてよい）。

この表では、旧各町民にとって合併したばかりで、自分たちの持つ権利の内容は承知しているものの他の町民の権利の内容は周知していないこともあり旧町を略称で呼ぶこととする。

2. 合併を前にK町が行った入会林野整備の状況

K町は別紙資料2のとおり、昭和31年に町村合併により誕生したが、前身のA村、B村においては大正13年9月、2月にそれぞれ部落有林野統一のため部落有財産統一整理条件を提出している。その内容は両村とも殆ど同じで当時のひな形に準じたのではないかと思われる。

所有名義については統一後、郷の名義で一旦保存登記を行い直後に無償譲与を登記原因として村名義となった。部落有林野統一が終わった後A村において昭和3年12月28日に村財産中元部落有財産民有地引渡手続細則が公布された。これは、旧来の住民が使用収益をしていた土地の処分手続きを定めたものである。一方B村においても覚書きというかたちで同じような処分がされた。その後、昭和4年にはA村、B村それぞれ村有林野条例を制定し林野の管理にあたってきた。

しかし、条例の内容は大きく違い、A村の村有林野条例は林野の管理は部落有財産統一整理条件によらねばならない。また、住民団体等の林野の使用については地方自治法第238条の6の規定に基づき旧来の慣行によらなければならない等規定され権利の主体を村としているものであった。一方B村にはそのような定めはなかった。

条例の中にこういう規定がありながら実態は郷が主体となり、郷民に貸付地として利用させる慣習があった。部落有林野統一で名義は村となり管理の主体は郷にあったのではないかと推測される。

昭和31年6月のA村とB村の合併を控えた昭和29年には名義上村である借地林という貸付地を全て旧来の利用者に払い下げ処分するためA村では旧条例を廃しA村林野条例、B村においても内容を同じくする村有林野処分に関する条例を制定し、郷民に貸付地の払い下げがなされた。このように部落有林野統一で名義は村になり管理が一時的に村に移ったものの管理の主体は郷が持っていたと思われる。

また、他にも国、県、部分林等に関し、村と郷との分収率の違い等権利の差もあったが、町村合併に際して、旧村の条例を準用する条例を制定するなどしてK町が誕生した。

しかし、なお入会林野に対する旧村毎の慣習は残されており、これが顕在化するのには昭和 30、40 年代の植林ブームの時期である。A 村地区の場合は郷の統制の元に一定面積の造林を許可する、B 村地区の場合は造林する能力のある者は自由に造林することができる、などとして管理がされてきた。このように K 町の中で旧 A 村と B 村の利用実態が違い、これを統一するため、昭和 49 年頃から町有林野条例制定に向け、検討がされてきたがまとまらなかった。

そのため町は、入会集団として統制のとれている旧 A 村の区域の分割利用地のみに入会林野整備を推進し、平成元年までに 3 集団約 350ha の入会林野整備が完了した。その後も、旧 A 村及び旧 B 村住民からの入会林野整理の要望が強かったものの旧町民間の権利の差をそのまま認めるわけにはいかず、平成 8 年に K 町有林野処理委員会を設置した。

町有林野処理委員会は、無届利用林野処理の取組み、入会林野問題、林野管理条例の統一、等について平成 11 年 2 月までに 7 回開催し、林野処理の課題と基本方針を答申した。町は答申に沿い、林野対策室を設置し専従職員を貼り付け、補助事業である入会林野利用促進事業による説明会及び協議会を開催するなど入会林野整備を強力に進めていた。

平成 13 年 7 月 1 日に上五島地域 5 町合併協議会が設置されたため、K 町民の権利を守るため入会林整備を一層急ぐこととなった。

その結果、平成 14 年度及び 15 年度には 9 集団、1,058ha の入会林野整備が完了した。

中尾先生には昭和 40 年代末から平成 11 年までの間 10 回以上入会コンサルタントとして指導いただいた。

3. 合併前に旧町が入会権を全面的に認めた条例

②で述べた入会林野整備が完了したのは分割利用地のみであり、各郷が管理する広大な共同利用地が残されており、これの処分について、K 町有林野処理委員会でも入会林野整備をすべきか、また管理形態等の検討がされたが結論は見いだせずにはいた。

平成 16 年 8 月 1 日の町村合併を目前に控えた 4 月に、町執行部から「郷の有する入会権を条例で保護できないか」との発案があり、私は内容をみて少し無理ではないかと思っていたが 6 月議会で問題なく議決された。この K 町有林野管理条例（資料 3）は短期間でまとめられ、中身はシンプルであるが、入会権を全面的に認め、将来とも入会集団の存在する限り入会権の存在を認めた画期的な条例ではないかと思う。特に、

- ① 第 3 条 郷等の有する権利は民法第 263 条の規定によるものであること。
- ② 第 5 条 4 町行造林の分収割合を定めたこと（町は町のもの意識、郷は何らかの権利があるかも知れない程度の意識であり分収権がはっきりしていなかった）。
- ③ 第 12 条 林野の売却譲渡は郷と協議し、収益は郷のものとする。
- ④ 第 15 条 入会地の筆界未定地の取り扱い

先の入会林野整備の際、筆界未定地箇所については入会整備が出来なかったが、境界が確定すれば町から払い下げを受けることが出来る（分筆、登記等は町負担）。

このように町名義の土地に入会権を全面的に認めた条例が出来たことは長年に亘る中尾先生の指導もあるが、町村合併を前に自分たちの権利を有利な形で残すという行為は町村合併がなければ出来なかったものと思われる。

第 3 報告

馬毛島（鹿児島県種子島）における浦持入会紛争

馬毛島の自然を守る会鹿児島支部 牧 洋一郎

一、概要

馬毛島は種子島の属島で、西之表市の西方海上 12 Km の地点に位置し面積約 8.5 平方 Km の小島で、西之表港～葉山港（馬毛島の表玄関）は漁船で約 30 分の距離である。かつては季節移住（昭和 40 年代に消滅）の「飛魚漁の島」で、なお島全体が県設鳥獣保護区に指定されている自然豊かな島である。そして、周辺海域は豊かな水産資源域（熊共 2）で飛魚のみならずナガラメ（トコブシ）、キビナゴ、鳥賊等魚族の宝庫でもある。

宝暦 13（1763）年、種子島の池田浦・洲之崎浦・壺泊浦の浦人に領主（種子島氏）より漁業が許可され、また天保 8（1837）年には船奉行の支配となり、その後、住吉浦も漁場利用に参加するようになった。そして、明治後期に、漁業基地は 4 カ浦に縁故地払い下げとなる。更に、コスト高による製塩活動の廃止に伴い、上能野・下能野などの塩屋集落も漁場利用に参加するようになり、そして内陸部は幾多の変遷（川西馬毛島農場への移転等）を経て、昭和 26 年～55 年の間は有人島（鹿児島県による入植計画）となったが、その後再び無人島となり、現在、採石業者＝馬毛島開発株式会社の職員ら約 10 名が採石作業のため島に常駐している。

二、ウラの株と飛魚漁

飛魚漁期間（毎年 5 月～7 月）中、種子島の浦人は、以下の拠点毎に季節小屋を利用して、葉山港（壺泊浦）、高坊港（洲之崎浦）、椎ノ木港（住吉浦）、王籠港（池田浦）、岬港（上能野浦・下能野浦）。

また、浦には格式があり、池田浦が長男格、洲之崎浦が二男格、そして壺泊浦が三男格となっている。なお、浦人の地位は「ウラの株」に基づき長男株、二男株、三男株等となっている。ウラの株とは、元来、漁撈活動を行うための共同体構成員の地位を意味し更に浦持地や漁場を管理・利用する入会用役の持分権をも指したが、明治の近代的所有権制度の導入以降、地盤所有の持分権をも指すことになった。

※ 上能野浦・下能野浦は、池田浦より昭和 55 年まで漁業基地を借りていたが、その後、同浦より譲り受け現在に至っている。

三、現状

現在、種子島漁協は平成 5 年の西之表市漁協と中種子町漁協合併により、6 の関係地区と 33 の小組合（浦）からなっているが、馬毛島を利用するのは主に西之表地区の漁協組合員らである。また、馬毛島の面積の約 98.5% を採石業者が所有し、採石工事のため職員が僅かに居住し、更に跡地利用を巡って——使用済核燃料中間貯蔵施設、産業廃棄物処理場、有事基地かと——疑惑の島となっている。

平成 12 年 8 月、鹿児島県から採石業者に採石工事の認可が下りたが、同 13 年、地元環境保護団体（馬毛島の自然を守る会）や壺泊住民らは当該入会権訴訟とは別に「採石

事業差止」を求める仮処分を鹿児島地裁に提訴した。それが同14年2月に認められ採石工事は一時中止となり、また同年1月には本訴（馬毛島採石事業差止請求事件）を提起していたが、同16年12月には敗訴判決が下った（現在、福岡高裁宮崎支部に控訴）。なお、採石業者は、同15年8月に「軽飛行場」の設置を計画し県はそれに対し林地開発を許可し、更に同16年8月には砂利採取を県に申請した。

四、現在の紛争（入会権訴訟）

葉山港一帯の壅泊浦の浦持地（共有入会地）を巡って、つまり三字約2万2千平方mを対象として入会紛争が生起している。字葉山は現在も漁具倉庫や潮待ち等に利用されている場所で、字壅泊小屋は漁撈小屋跡地で、字八重石はかつて燃料材の採取等に利用されていた場所である。

平成13年5月、地盤の約64%が登記名義人（登記時点の浦の代表で集落住民）4人から採石業者へ譲渡された際、登記名義人らは権利者約40名の同意を取り付けたが、採石工事反対派約20名の意思は全く無視された。そこで、反対派は（1）同年11月に字葉山について妨害排除・売買の無効確認請求（原告は住民22名、被告は登記名義人2名と業者）を、（2）翌14年4月に字壅泊小屋及び字八重石につき所有権移転登記抹消請求（原告は住民23名、被告は登記名義人2名と業者）を、（3）そして同年9月に三字全部につき入会権の確認請求（原告は住民26名、被告は登記名義人を含む住民36名と業者）を鹿児島地裁に訴え提起したが、今年4月の判決言い渡しでは、原告が全て敗訴（（1）（2）棄却、（3）却下）となった。（現在、福岡高裁宮崎支部に控訴）。

（一）、当事者の主張

1、原告の主張

入会地の処分について、権利者全員の同意が必要（全員一致の原則による）

自然環境の保全と漁場の確保

2、被告（採石業者）の主張

民法上の共有地の場合、各権利者の意思のみで譲渡が可能

採石工事が与える漁場被害は因果関係が明らかでない。

（二）、鹿児島地裁の判断

採石工事による機械等の搬入・搬出がいまだ社会通念上受忍要請される範囲といえ、原告らは、その差し止めを求めることができないというべきである。

原告らが有する使用収益権を根拠としては、被告に対する各持分移転登記の各抹消登記手続きを請求することはできないというべきである。

入会権の確認を求める訴えは、権利者全員が共同してのみ提起し得る固有必要的共同訴訟である。

（三）、私見

採石工事による堆積土砂の海岸への流出によって海藻が枯渇し漁獲高が減少している事実は、過年度の比較からして大規模な自然破壊（採石工事）に起因するものであると考えられ、また鹿児島地裁の固有必要的共同訴訟についての解釈は憲法第32条の「何びとも裁判所において裁判を受ける権利は奪われない」という規定に抵触するのではなかろうかと思われる。そして、入会権の確認につき、売却賛成派が反対派と一緒に原告とし

て訴訟参加することはありえない。

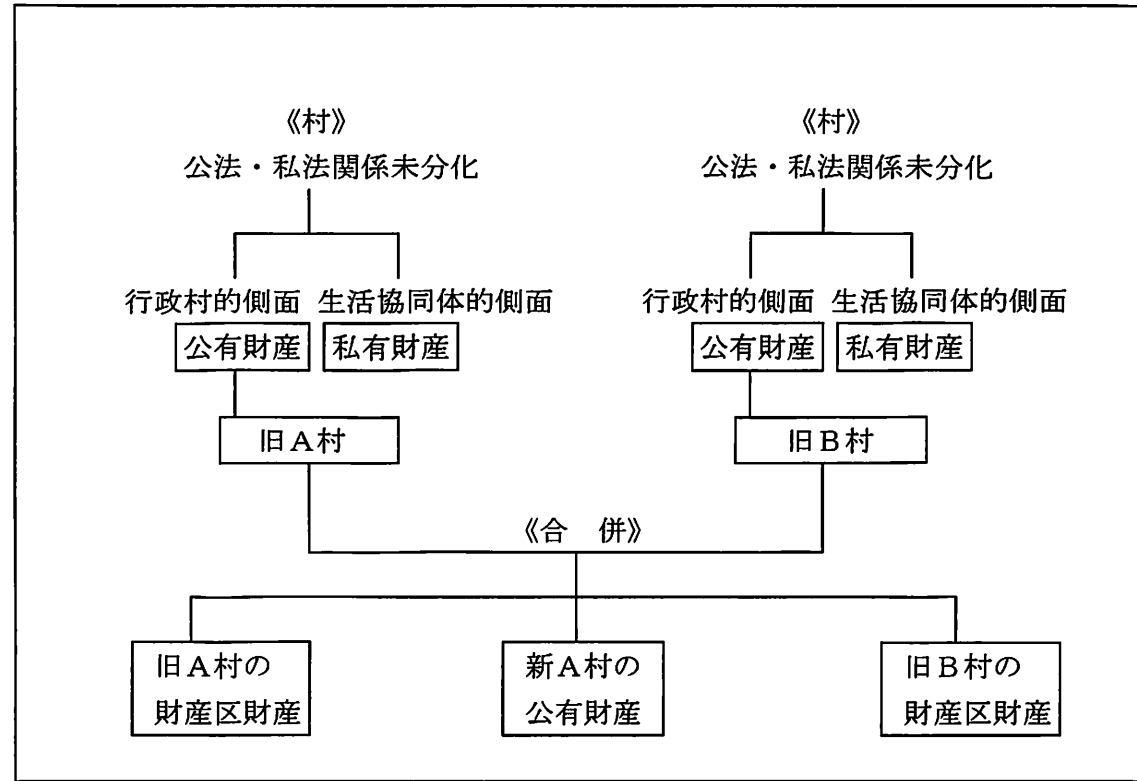
五、結びとして

入会権は自然環境の保全を直接内容とするものではないが、第一審敗訴という状況下でありながら、入会権者（殊に原告ら）が入会権と自然の係わりを認識し、入会地を守ることが自然環境を守り漁業を守ることに繋がると意識するもので、入会権の現代的意義という点から多いに評価されるべきものといえる。

※ 壅泊浦の原告住民の敗訴が影響してか、平成17年8月、馬毛島の池田浦と住吉浦の浦持地全部が業者に売却されている。

町村合併と入会地（財産区と共有地の区別）

大阪府箕面市 岡本 常雄



I 問題提起

町村合併による部落有財産の帰趨（住民共有と財産区有の区別基準について）

II 前提問題

1. 部落有財産の当初の所有者

石高制（領主の年貢徴収権）、村請制（村が年貢の貢納義務を負う）の下、土地の管理処分権能は「村」に帰属していたこと。

ここでいう「村」とは、部落住民の集合体を意味する。

徳川時代から存在してきた旧村の利入会林野が、生活共同体としての「村」の、すなわち、総合的実在人としての入会集団の財産であったということの事実認識自体については、判例も、行政庁も、学説も対立はない。

2. 「村」の意義

「村」なる言葉は、行政機関のみならず、生活共同体をも指す言葉である。

〔判例1〕《千葉地裁昭和35.8.18判決》

「古くから各地方に存する入会慣習中各地方に普遍的なものは、庄屋、総代等の代表者及び山業施行等に関する規約を持って入会住民等が一同となって入会山業を継続しており、右団体を表現するに村なる言葉を使用していた慣行であって、この現象を最も正確に把握するには明治初年の町村なる言葉のうち自治体たる町村の外部居住民団体なるものを認める必要があるとされるが、右必要は町村制が実施されたことによって、毫も減少するものではなく、民法施行後現在に至っても同一である。とすると少なくとも第一時的に慣習に従うべき入会権に関する限り民法施行前は勿論民法施行後現在においても部落団体の存在を認めるのを相当とすべく、町村制施行後右団体の存在及び右団体の所有なる観念は認められず右団体の所有とされたものは法制の変遷に伴い自然に自治体たる町村の所有と観念されるに至ったとなす被告の採用する見解には賛同することはできない。」

3. 財産区制の実施によって、部落有財産はすべて財産区有となったわけではないこと（〔判例2〕～〔判例4〕参照のこと）

《明治22年町村制施行に際しての町村合併》

① 近代的自治団体が誕生

② 旧財産区制度の創設

（趣旨）「旧村」が所有していた財産 → 新町村に引き継ぐことなく「旧村」所有の財産として留保する。

∴ 「旧村」が所有していなかった財産

→ 財産区制度の創設によっても全く影響を受けない

→ 私有財産のまま

∴ 財産区有となった財産は、地方行政組織体としての「町村の一部」が所有していた財産を指す。

〔判例2〕《松江地裁昭和43.2.7判決》

「町村制施行により、直ちに、旧村の総有に属した財産が町村の公有財産に編入されたものとするのは妥当でない。」

〔判例3〕《大阪高裁平成9.8.28判決》

「入会林野のすべてが町村有又は財産区有のいずれかに二分されたわけではなく、部落の私有財産と異なる形態で存続したものも存した。」

〔判例4〕《福岡地裁小倉支部平成12.1.20判決》

「町村制施行に伴い、旧「村」が有していた入会地は、すべてが法律上当然に行政村に移行し、あるいは財産区財産となったのではなく、入会集団の総

有に属する財産として残ったものがある」

Ⅲ 区別基準

《基本的視点》財産区の成立要件を充たしているかどうか。

① 財産区は任意に設立できないから、法定要件の具備が必要。
(松本英昭「要説 地方自治法」第二次改訂版609頁)

② 財産区の主体は、地方行政機関としての「区」等
帰属主体の確認に当たっては、地券、土地台帳、登記簿(表題部)、地租・固定資産税の課税状況が基準となる。

「村持地は、地券上の表記ではいくつかの異なった記載がみられるが、その多くは村持地を示し、例外的には字有がある。このほか、共有名義あるいは代表者名義もあって名義上から見る限り村持であると確認する事が困難な場合もみられる。これらを含めて、村持地は私有地ということになる(北条浩「入会の法社会学(上)41頁」)。

財産区財産には、固定資産税を課せられない(地方税法348条1項)ことから、固定資産税が課せられていれば財産区財産ではない蓋然性が高い。

③ 財産区の客体は、地方行政機関としての「区」等が所有する財産
「財産区は、町村制施行当時すでに財産を持っていた部落の権利主体性を認めたものですから、町村制施行後に新たに財産を取得することを否認する趣旨であると解されており、その線に沿って行政実例も出されていた(「入会と財産区」15頁)。」

[判例5]《神戸地裁平成14.3.14判決》

「本件各土地が旧財産区所有の土地といえるためには、旧来の(略)が、明治22年の(略)村発足以前から取得していた土地でなければならない。」

④ 区会、区総会の設置

⑤ 区域、人的要素

地区内のすべての住民が構成員となっているか、一部に限定されているか。
前者の場合は、財産区、後者の場合が共有地。

Ⅳ 最近の判決の概要

[1判決] 兵庫県温泉町所有権移転登記等抹消登記手続請求控訴事件
(大阪高裁平成9年8月28日判決)

兵庫県温泉町越坂財産区管理者(温泉町長)が係争地は財産区有に属するとして、本件係争地の所有名義を有する被告(Y会社=共有入会権者から係争地を承継取得した会社)を相手として、その所有権移転登記等抹消登記手続を請求した事件である。係争地は、山林及び畑の各3筆で、土地台帳の備付の当初から「越坂村」と記載されていたもの、表示登記に「越坂村」と記載されているものが殆どである。

「Y会社は、本件係争地を産業廃棄物処理場の用地とする目的で本件係争地を買収するにあたり、本件係争地が土地台帳上『越坂持』であったことから、同集落の共有地として越坂集落の住民全員の売却の承諾を得た後、温泉町長に売買の同意を求めたが、温泉町長は、環境悪化のおそれがあること、本件係争地が『越坂財産区有』であることを理由に売却に反対した。

しかし、Y会社は、本件係争地が越坂集落の共有であると判断して、越坂集落住民との間で売買契約を締結した。その際、越坂集落の代表である住民は、越坂財産区の代表であると自称しその名義で契約した。

その後、Y会社は、越坂財産区管理者である温泉町長に売買契約の同意と移転登記手続の協力を求めたが、拒否されたので、Y会社は、越坂集落の住民代表を越坂財産区の代表者にして、その者との間で移転登記手続を行う旨の民事調停を成立させ、同調停調書に基づいてY名義に所有権移転登記を行った。

そこで、温泉町長は、本件係争地が越坂財産区に属すること、同財産区の代表者は温泉町長であり越坂集落の住民代表には代表権がないこと、本件売買には、地方自治法上必要とされる町議会の承認がなく無効であることを理由に、Y会社を被告として、同社名義となっている所有権移転登記等の抹消登記を訴求した。

第一審は、本件係争地が財産区有であることについて当事者間で争いがなかったため、本件売買は、無効であるとして、原告である越坂財産区管理者である温泉町長が勝訴した。

Y会社は、控訴し、越坂集落には財産区固有の機関がないこと、本件係争地には固定資産税が賦課されてきたことを理由に本件係争地は財産区有ではなく(自白の撤回)、越坂住民の共有入会地であり、本件売買は、住民全員の同意を得ているから有効である、と主張した。」

控訴審判決は、被告の自白撤回を認めたとうえで、「温泉町長は、その売却時の手続に関するものを除けば、それらの土地について殆ど管理と言える程のことはしないままに推移してきたものと推認される。」こと、「本件土地が財産区有であるか否かについては、要するに、そうであることを一応推測させる前記一3(二)で認定した「関係町村の現況」の八田村の財産区の欄に越坂が記載されていることをどうみるか、そして、その推測を支持・補強する事実として、後日、そこに記載された土地を売却処分するに際して、財産区有であることを前提とした所有権移転登記手続がなされていることと、土地名寄帳に法人の記載があることの二点をどうみるかが問題となる。そして、右二点のうち前者の点は、他に(保存登記を経て)所有権移転登記手続をする方途がないままに、本件土地の売却に関するそれに至るまでには特に町長に拒否される等の不都合が生じなかつたところから、越坂部落の住民が、登記官の認識・見解に表れたような見解に基づく町の指導に従って、あたかもそれが財産区有であることを前提とするような方法を探ってきたに過ぎないものとも考えられるところに鑑み、また後者の点は、当該町村合併申請者の一員である温泉町長の、その記載の趣旨とは相容れない固定資産税課税の事実を照らして、いずれも決め手として評価することはできない。のみならず、右課税を継続してきたという事実は、財産区の管理者たるべき温泉町長自身、それが財産区有ではないものと認識していたことを示すものであるというほかはない。」よって、本件係争地が「財産区有ではないと認めるのが相当である。」と判示した。

本判決は、本件係争地のみならず、関連する土地の土地台帳や行政資料（土地分筆届、公有林野整理簿、合併議決書、財産区管理会設置条例、土地課税台帳等）その他の資料をふまえ、念入りにそれらの所有権移転や登記の沿革、固定資産税の賦課状況、財産区管理会の設置等地方自治法の措置がとられていないこと、本件土地の管理処分等は、部落の住民がおこなっていたこと、これに対し、温泉町長は売却等の手続のほか、殆ど管理といえる程のことはしていないこと等を理由として結論づけている。

その後、最高裁で上告棄却（平成12年7月11日判決）となり、本控訴審判決は確定している。

〔2判決〕福岡県北九州市貫共有入会権確認請求事件

（福岡地裁小倉支部平成12年1月20日判決）

本件係争地は福岡県北九州市小倉南区大字貫所在の山林で、このいわゆる貫共有林のうち一部につき、それが住民共有入会地かそれとも財産区有であるか、が争われた事件である。

この共有林は、明治初年の官民有区分により、ごく一部を除き民有とされ、土地台帳上、「貫村人民共有総代何某」と記載されている。土地登記簿表題部も同様に記載され、所有権登記はされていない。

大字貫は明治初期の貫村が町村制施行により芝津村大字貫となったが、その後の町村合併によって現在北九州市に編入されている。この共有林の一部に福岡県行造林契約に必要な地上権設定登記のため、「大字貫」名義で所有権保存登記が行われ、そして、同契約の地盤所有権者が「大字貫 管理者小倉市長（のち北九州市長）」とされた。県行造林の伐採分収金は一部事務経費を除き、すべて大字貫（入会集団）に支払われているが、この貫入会集団が入会林野整備事業に着手しようとしたところ、この「大字貫」名義が管理者北九州市長となっているところから、本件係争地が財産区有ではないかと争いになり、貫入会権者288名が北九州市を相手として本件係争地が貫住民の共有の性質を有する入会地であることの確認を求めたのが本訴である。（係争地中には官民有区分で官有地となったが明治40年に地元に払下げになった土地も含まれている。）

本判決は、共有入会地か財産区有かを区別する基準として、土地台帳ないし不動産登記簿の記載、町村制施行前後の入会地の管理状態、区会ないし区総会の設置の有無等を総合して判断されるべきであるとした上で、逐一詳細に検討している点が特筆される。そして、①土地台帳の最初の所有主欄に無記名で単に共有と記載されている場合は共有入会地と推認されること、②入会権者が地租・固定資産税等を分担して支払っていたこと、③町村制施行前後を通じ入会権者において管理等を継続していること、等の事実を総合して、本件土地は、共有入会地であると認定した。なお、本件土地が造林契約や市の内部手続において財産区として取り扱われた事実にはたいしては、地上権設定登記の必要上形式を整えたものである、換言すれば、名義の借用としての便法であると推認している。

本判決は、さらに、町村制施行にあたり区会や区総会が設けられた証拠はないこと、地租や固定資産税が賦課徴収されていたことを認定した上で、「以上の事実を総合すると、本件係争地を含む貫山林野は、町村制施行前から一貫して、貫地区の入会団体によって管

理されてきたと認められるのに対し、被告が財産区財産としてこれを管理してきたと認めるに足りる証拠はなく、右管理状況及び本件係争地の土地台帳の記載に照らし、本件係争地の地盤所有権は貫地区の入会団体の構成員たる入会権者が総有の形で共同所有し、『貫入会林野組合』の構成員である原告らは、本件係争地につき、共有の性質を有する入会権を有しているものと認められる。」と判示した。

なお、本判決は、控訴申立がなかったため、既に確定している。

〔3判決〕箕面市小野原不作為違法確認等請求事件（大阪地裁平成16.1.20判決）

旧小野原村は明治22年の町村制施行の際、町村合併により豊川村となり、その後町村合併を経て、現在大阪府箕面市小野原となっている。

旧小野原村には、土地台帳上、「村持」、「共有地」等と記載された土地があったが、箕面市において、三度にわたり「財産区名義」に保存登記したが、入会住民の申し入れを受けてこれを抹消した。その後、入会住民により、私人2名の所有名義で保存登記された。

そこで、小野原地区の新興地区の住民から、私人2名の共有名義になっている墓地や山林等10筆が「財産区有」であることを前提として、財産区財産の管理者である市長が「私人2名の登記名義の抹消登記手続を執らないことが違法であることの確認を求める住民訴訟」が提起され、これを認容したのが本判決である。

本判決には、さまざまな問題点があるが、財産区と共有入会地の判断基準について、「当該財産が財産区財産か共有入会地であるかは判然としない場合が多いところ、法律上、それらを区別する基準もなく、当該財産が財産区財産であるか共有入会地であるかは、歴史的沿革、登記や旧土地台帳の状況、固定資産税の課税状況、財産区議会・総会や財産区管理会の有無、財産の管理処分例、住民意思等を総合的に検討し、その実態によって認定判断せざるを得ない」とその判断基準を定立するものの、結果的には、これらの判断基準を全く斟酌することなく、昭和42年以降の大阪府の指導、昭和47年以降の箕面市と旧小野原村住民の意向と対応をことさら問題にして結論づけている点が注目される。なお、本判決に対して、箕面市は控訴したが、その後新市長就任により控訴を取り下げた。

V 最近の判決の判断基準と問題点

これらの判決が指摘する「住民共有」か、「財産区有」かの判断基準は次のとおりである。

〔1判決〕は、本件係争地のみならず、関連する土地の土地台帳や行政資料（土地分筆届、公有林野整理簿、合併議決書、財産区管理会設置条例、土地課税台帳等）その他の資料をふまえ、それらの所有権移転や登記の沿革、固定資産税の賦課状況を精査するとともに、財産区管理会の設置等地方自治法の措置がとられていないこと、本件土地の管理処分等の管理利用実態等を挙げている。

〔2判決〕は、土地台帳ないし不動産登記簿の記載、町村制施行前後の入会地の管理状態、区会ないし区総会の設置の有無、地租や固定資産税が賦課徴収されていたこと等を総合して判断されるべきであるとしている。

〔3判決〕は、歴史的沿革、登記や旧土地台帳の状況、固定資産税の課税状況、財産区議会・総会や財産区管理会の有無、財産の管理処分例、住民意思等を総合的に検討し、その実態によって認定判断せざるを得ないとしている。

これら三判決に共通してあげられている判断基準は、土地台帳、不動産登記簿、財産区管理会等の設置の有無、固定資産税の賦課状況及び管理状況である。

そして、これら三判決とも、上記の共通する判断基準に関しては、ほぼ同様の事実を認定し、〔1判決〕及び〔2判決〕は、係争地は財産区有ではない、〔3判決〕だけが財産区有であるとそれぞれ結論づけた。

そこで、以上の三判決は、それぞれ共通する判断基準を定立したにもかかわらず、〔3判決〕だけが、なぜ結論を異にする結果となったのか問題となる。

〔3判決〕は、昭和42年頃以降の大阪府の指導、昭和47年以降の箕面市及び地元住民の意向と対応の事実だけを理由として結論づけたと解さざるを得ない内容となっている。しかし、〔3判決〕が掲げるこれらの理由が、「住民共有」か「財産区有」かを決する基準となりうるか疑問がある。また、係争地が財産区有と結論づけた理由として大阪府が行った行政指導を挙げているが、その指導の内容の適否については、検討した形跡すらない。

また、〔3判決〕は、「住民意思等」を判断基準に挙げているが、〔1判決〕及び〔2判決〕は、これを判断基準に挙げていない点も注目される。

ところで、三判決とも、係争地を財産区として取り扱った事実を認定しているが、〔1判決〕は、「登記簿上財産区として処理する以外に方法がなかったところから、やむなくなされた措置であると認められる（注11）。」、〔2判決〕は、それを便法等と位置づけているのに対し、〔3判決〕は、それを関係者が財産区と認識していた根拠である旨認定している。

また、三判決とも区会等の設置がないことを認定したうえ、〔1判決〕及び〔2判決〕は、これを根拠として財産区ではないと結論づけているが、〔3判決〕は、「法に定める財産区管理会」ではないものの、小野原地区の住民が自主的かつ任意に設置した「財産管理委員会」の存在を理由に財産区有であると結論づけている点も注目される。

【補足】＝箕面市におけるその後の顛末＝

1. 勝訴原告による弁護士報酬の請求

勝訴した原告は、地方自治法242条2第8項に基づき、普通地方公共団体たる箕面市に対して報酬の内相当額（750万円）を請求した。市長は、これを支出するため、補正予算を組み議会に提案した。

これに対し、議会において、本判決〔3判決のこと〕の確定によっても、財産区の存在や本件土地が財産区に帰属していることが確定したわけではないこと、したがって、本判決の確定によっても、財産区に利益をもたらしたと断定できないこと、また、仮に利益を受けたとしても、主文は、財産区財産の管理者である市長に対するものであるから、その利益を受けたのは特別地方公共団体たる財産区であり、したがって、普通地方公共団体た

る箕面市は、これを負担する理由はない旨反対意見が提出されたが、結局は、補正予算が通過した。

今後は、違法公金支出であるとして、住民監査請求、住民訴訟が予想される。

2. 勝訴原告による議会に対する財産区名義回復の請願

勝訴した原告から財産区名義回復の請願が出された。これに対し、市議会において、本請願は、財産区の存在を前提に、その議決機関としての職務を行うべき市議会に提出されたものであると解されるが、本判決確定によっても、特別地方公共団体たる財産区の存在が確定したわけではなく、したがって、市議会がその議決機関としての権限を有することも確定したわけではないから、本請願は、市議会の権限外事項であり、採択すべきでないとの反論がなされている。

以上

入会集団・自治組織、そしてコモンズ

京都大学名誉教授 半田良一

はじめに

いま農山村では、「むら」(=部落・集落)の崩壊と農地・森林の荒廃が深刻な課題になっている。農業の自由化によって従来の家族経営は成り立たなくなり、若年者の離村によって多くの「むら」は衰退の一途を辿っている。とくに山村では、64年の林業基本法以来家族経営的林業を主目標にして林業近代化政策が推進されたけれども、今や回復のめども立たない木材価格の低迷に直面して完全に無力化し、産業としての林業は崩壊に瀕している。林業近代化の一環として進められた入会林野の権利関係の変革すなわち近代化の施策も停滞し、多くの「むら」では土地・森林を持て余し、この逆境を凌ぐためにどのような対策をとるべきか、に腐心している。

これらの「むら」は、政府が入会林野の権利安定と経営近代化の受け皿として奨めた生産森組や個人分割を敬遠し、各種の非営利法人を含めて、他の形態で権利を保全しようと模索している。中でも、地縁団体の形態により事態を凌ごうとするケースが増えている。

さらに、法人形態のあり方などの制度論とは別に、かつて「むら」が人間関係を培い山村社会の安定に果たしてきた役割を見直すとともに、都市と山村との交流の場づくりや都市住民の内部での人間関係の再構築のモデルにしよう、という考えが近年支持をえている。そして、かかる人間関係(共同関係)を表わす標語的概念として、本来はイギリス農村における「共同地」を意味した「コ

モンズ」という言葉が広く使われるようになった。その発祥に照らして「コモンズ」は、狭義には入会集団とほぼ同義と考えられる。

一方、自然環境に対する国民的関心が高まる一方で、とくに里山での土地の荒廃が憂慮される。この情勢を背景に、人間と自然環境を包括した環境保全のシステムという役割をも、コモンズに負託しようとする人も多い。他方、分裂状態にある日本の社会を草の根から動かし統合する起動力あるいは運動体として、コモンズに注目する人もある。このように「コモンズ」論の現状では、論者の関心のあり方によって論点の置き所は一様でない。それゆえ、議論が百花斉放の活況を示す一方、取り上げ方が十分に整理されていない憾みがある。この報告では、「コモンズ」という問題提起に実践的意義をもたせるために、主な論者の主張を比較検討し交通整理することにした。耳触りが快く行政のスローガンとしても多用される語句だけに、尚更、含意が混乱しないように留意する必要があると思う。

因みに04年春に公表された長野県総合計画審議会(専門委員会座長は宇沢弘文氏)の最終答申「未来への提言」は、副題が「コモンズからはじまる、信州ルネサンス革命」となっている。配布された「答申」の要約からも伺えるように、そこではコモンズの理念が格調高く心に響く名文で謳われている。それには非の打ち所がない。けれどもコモンズをどのように支援育成して政策の推進力たらしめるかについては、なお試行錯誤の過程

にあるように見える。実効ある施策を打出す上
できれば幸いである。
で、この報告が多少とも示唆を与えることがで

1. 入会集団・自治組織・コモンズの共通点と相違点の比較

	入会集団	自治組織	コモンズ
集団の性格	伝統的地縁集団 (入会集団)	地域活動が目的の住民組織 (自治会・町内会)	入会集団と同じ?
構成要素	構成員と農林業用地	構成員と必要な建物等	構成員と土地空間
構成員の性格	慣習による(「家」)	地域居住者(個人 or 世帯)	入会集団と同じ
土地・施設に期待する機能	農林業生産の促進	自治組織運営の効率化	自然環境保全+ 農林業生産の促進?
現状の法的位置づけ	入会権の主体	なし [43~47年には、地方 行政組織の一環の公法人]	
財産権保全の方法	共有又は法人成り → 経営の近代化	不動産等を保有する場合に 認可地縁団体として登録	
その手続き	入会林野の整備	市町村長による認可	

2. 戦後の入会林野問題の骨子

入会集団の性格は伝統的な地縁集団であり、慣習に基づいて入会地を利用する。

ところで、もし利用対象地が持ち主のない自由地であれば、条件の如何によっては、ハーディンが想定したような「コモンズの悲劇」が起こるかもしれない。しかし対象が自由地という事態は、入会を論じる際の想定外にある。入会地は、純経済的には私的占有の可能な土地である。従って構成員各自の利用の目論見は競合・衝突する。そこで入会集団として利用方法や場所に制約を課し、構成員はそれに従わざるをえないこととなる。

入会利用の内容には、とりわけ戦後、農林業の技術・経済環境の変化に伴って大きな変化があった。その概要は、次のように要約できよう。[制度的沿革は、参考資料Iを参照]

①戦前来、戸別に自然生えの野草や柴・薪を採取して営農ないし生活のために直接仕向ける、という利用形態が一般的だった。「むら」には夫役の慣習はあったが、入会林野との関係は薄かった。当時の入会林野の存在意義は、農業の低生産力と家計の貧困という農山村の苦境を少しでも緩和する点にあった。それゆえ、入会地紛争は関係農民の死活に関わる事案として、時には凄惨な様相を呈した。小繁事件はその著例である。

②しかし55年頃から農業技術が革命的に発達して、米をはじめ農産物の商品化が進む一方、入会林野起源の自給用資材は不要化する。また地域の内外で労賃稼得機会が増大し、農家の経済にも余裕が生じ、「手から口へ」の生活から脱却しはじめる。

③ほぼ同時期から、木材価格の上昇を背景に育林業への展望が開ける。そこで入会林野でも、新たな利用形態として造林が定着する。なお造林事業の運営には、林野は分割利用よりも共同利用方式が適当である。また育林には、構成員の自覚的な労力投下が必要である（現実には概ね夫役慣習の中で処理したが）。さらに将来の林木の商品化の展望に基づき、林地や幼齢林の資産価値が明確になる。これらの新しい状況を受けて、「むら」の財産という意識に加え、構成員が共同で造成した財産だという意識が重なってくる。かかる個人財産意識の肥大は、入会林野解体の条件の成熟にほかならない。

④部落有林＝入会林野を巡るこのような環境変化を制度面で受け止めたのが、66年からの入会林野近代化（整備）事業である。この施策は、制度面の受け皿を整備することにより、部落有林の利用をいっそう高度化し、そのことを通じて農林家の経済を発展させ、わが国の経済成長の一環を担わせよう、という展望をもっていた。

⑤しかし余りに急速な成長は当初計画したような産業間のバランスを失わせた。特に農山村では、80年頃以来、労働力の不足から農地・林野とも土地利用は却って粗放化に向かった（その半面が米作への過度の傾斜）。とりわけ部落有林では、緻密な施業・経営が困難になった。さらに90年代に入りバブルが崩壊して以後は、木材価格の低迷は止まるところを知らぬ状態に陥り、部落有林も収益源としての役割を全く失った。

3. 自治組織（地縁団体）について

自治会・町内会等の自治組織の性格は、地域に居住する住民（世帯）を構成員とし、無

報酬の地域共同活動を行う任意の機能集団であり、入会集団とは別途の存在である。運営規則にも、入会集団の取り決めとは違って構成員の財産権に影響する項目はない。

自治組織を通じて住民が享受するのは、地域の全住民が必要とし、かつ原則として換金不可能な（公共財の性質を有する）共通の消費サービスである。この種のサービスを共同管理することにより、給付内容の充実ないし給付コストの節約を実現して、住民総体の福祉を向上させることが自治組織の目的といえる。なお現行の地方自治制度では、行政が公共財の供給・均霑の責任を負い業務も直営するのが原則であるが、行政を補完する機能を果たす存在として自治組織を非公式に認知しているわけである。

自治組織による地域共同活動としてとくに重要な分野は、次の諸項目であろう。

- ①緊急時における共同の初期防災活動：消防・警察活動の補完→被害の最小化
- ②自治体サービスの受益の効率化→行政費用の節減で自治体・住民の双方に裨益
- ③共同化（相互扶助）により給付の効率化が見込まれるような生活面のサービス→高齢者介護・年少者保護・防犯・防火・清掃等（一部ビジネス対象化しているが）

運営経費の財源としては、自治会費、住民やボランティアによる金品・労役の提供、収益事業等が挙げられるが、会計は単年度会計で、資産会計は原則として設定しない。

このような自治組織の趣旨と運営原則に照らし、山林をはじめ収益資産を保有することは適切でない（この点で公益法人とは異なる）。ただとくに農山村では、地域共同活動の展開のために集会施設等の不動産を保有するケースが少なくない。その際の権利関係を明確に

するために、91年の地方自治法改正の際に260条の2を付加して、自治組織を「地縁団体」として認可し法人格を付与することを可能にしたのである。

最近の趨勢を踏まえ、地域共同活動の範囲を山村・都市間の交流にまで拡大すれば、地縁団体による山林の所有もかなりの程度容認できると思われる。しかしその範囲を超えた大面積の保有は妥当でない。近年は材価の低迷ゆえに部落有林の保有が負担になり、緊急避難的に、地縁団体の認可をとりつけて入会林野を寄付し、労費の負担を免れたいというムードが広がっている。けれども、共同活動の実体も目論見もない権利移転であつては、法の趣旨に合わない。その一方、寄付による財産権の放棄は、地域住民にとって非可逆的で極めて重大な決断であるから、極力慎重に臨むべきである。

半面、入会集団の構成員の資格で入会権放棄の手続きをとらない限り、地縁団体の所有になっても入会権は残ると解釈される。法規・手続きを踏まえた対処が望まれる。

4. コモンズの役割についてー市場経済への対極としてー

上述のように現在は、レク事業の発展が見込まれる場合など少数の例外を除き、入会林野を整備して収益事業体へ誘導するという従来の施策が適合する状況にはない。また、地縁団体化にもやはり問題点がある。それゆえこの報告では、制度上の形態の選択から一旦距離をおき、「むら」（＝入会集団＝コモンズ）の立場に戻って、その存在理由や方向性を考えたい。他方、研究者の間では、コモンズの現代的意義ないし社会的役割を巡り、種々の議論が交わされている。そこでこれらを整理して、コモンズに関する各種のビジョンを考察

し、論評を加えよう。また実状を見ると、未整備の入会林野も相当面積残っているし、また生産森組も大多数は入会的運営を継続する「入会的生森」だから、このような考察も決して非現実的ではあるまい。ここに、コモンズ論が注目される理由がある。

そこで現在のコモンズ論について、多少のデフォルメの危険を顧みず、以下に論評する。

まず、いまコモンズが果たすべき主たる社会的役割として二つの事項が指摘されている。

第一に、コモンズに、経済のグローバリゼーションに抗して自立を図る拠り所の役割を託す考え方が見られる。伝統的なコモンズの結合原理は、血縁・地縁といったいわば生得の即自的な帰属意識である。そしてそこで構成員の相互関係を律するのは、「共」の律法だ、といわれる。離村失権の定めはその代表的な事例である。ローマ法に基づく現代の法制では、土地所有の形態には私有か公有しかないわけだが、コモンズ論者は、「共」の律法に根ざした「総有」という第三の所有形態（それを限定的に法認したのが入会権）の持続ないし復活を主張するのである。

さて「総有」を経済の仕組から見ると、当該土地の産物に関する部落内での自給自足の姿を意味する。進んで、土地以外のあらゆる生産手段も部落の総有に属するとすれば、内部の社会的分業を伴った完全自給自足の共生社会、すなわち「原始共産制」が現出する。他方、一部のコモンズ論者（例：多辺田政弘氏「いま、なぜコモンズか」―室田・三俣『入会林野とコモンズ』2004所収）は、世界の環境破壊の元凶はグローバリズムであり、それは「市場信仰」の究極の姿だと捉える。すなわち、物欲の際限のない膨張を是認し、市場を媒介に工学的な生産と流通システムの研究開発によって対処してきたその揚句の姿というわけである。そしてコモンズをこれに対抗する思想を蔵する社会集団と位置づけている。

ところで、市場を徹底して拒否した際に現れる経済の姿は、自給自足の社会である。これがコモンズの原型といえる（これは「市場」のない社会だから、経済財と公共財という区別もない）。近畿地方でも奈良県の奥地に、終戦前後までそのような部落が実在した。一方、平場の「むら」＝入会集団の経済は、すでに徳川後期には農家生活の一部に商品経済が浸透しており、また米本位の経済に強く影響されて、自給自足の原型に照らすとかなり崩れていた。況して市場経済のお陰で消費財が溢れている現在では、内面での求道者的な禁欲または指導者による峻烈な統制がなければ、「むら」レベルでの自給自足は成り立たないだろう。経済的自由の基本項目である職業選択の自由と消費者選択の自由が存在しえないからである。筆者は、「総有」制に立脚した伝統的コモンズを復活させることは、実際には夢想でしかありえないと思う。このタイプの議論は、鋭い問題提起・現状告発としての意義はあるが、現状を改良する政策や運動の指針にはなり難い。反グローバリズムの論者が主張に説得力を持たせるには、「むら」の範囲を超えるどこかにグローバリズムを阻止する一線を引き、その圏内で主要生活物資に関する「地産地消」を実現し、その限りで無制限な欲望の拡張に歯止めをかける、といった具体案を提示すべきではなかろうか。

5. コモンズの役割について－環境機能の担い手として－

第二は、コモンズを、公共財である具体的な「環境」（すなわち私的占有が技術的に不可能な使用価値）の保全の担い手と見る考え方である。90年代にコモンズ論が高まった契機には、地球温暖化などグローバルな環境問題の見地と、対照的に身近な自然を開発から護るといったローカルな環境問題の見地、の両方があった。前者は、

全世界を比喩的にコモンズになぞらえることにより人々の関心を惹いた。これに対し後者は、各地で伝統的な「むら」の生活と一体化する中でローカルな自然環境が護られてきた、という事実を我々に突きつけた。コモンズ論と環境問題とが結びついたのは、このような経緯によると考えられる。

とくに後者の視点から積極的にコモンズ論を展開したのは、主に生態学者たち（例えば、秋道智弥氏『コモンズの人類学』2004）である。彼らはコモンズを、自然システムとそれを「文化化」する人間（共同体）の営みとが重なり合う領域、と捉える。海辺や里山はかかる領域の代表例といえる。即自的に存在するコモンズの、構成員全体による共生の営みは、「結果的に」地域空間内の環境の保全という社会的役割を果たしてきたのである。他方、外部の力による開発の結果、共生のシステムが崩れ自然環境が壊れた事例は数多く見られる。論者は、この種の事実の指摘を通じてコモンズが果たしてきた役割を再評価する。その意味で、論の進め方はやはり、問題提起・現状告発的である。

けれども、例えば林野利用の主目的が採草から人工林育成に変わったように、経済環境が変化し「文化化」の中身が変れば、自然システムに対する社会のニーズは変化を免れない。また外部で、従来とは別種類の自然環境に対して保全の要請が新たに発生した場合、伝統的コモンズの内部システムの調節だけで対処することも、概して困難である。ゆえに社会のニーズの変化を受けて様々な自然環境を考察対象に取り入れる際には、既存のコモンズの役割の強調だけでなく、新しい目的体系に適合したコモンズの組織と運営、すなわち環境ガバナンスの視点からの新編制の考案へと、領域を拡大してゆかざるをえない。

この視点に立つ代表的な論者は、宇沢弘文氏（著書『社会的共通資本』2000など）である。

氏はコモンズを、紛れもなく対自的存在と捉えている。氏のキーワードは「社会的共通資本」である。そのネーミングの下で列挙されている事例を整理すると、次のように分類できるだろう。その一は、都市・農村の隣保自治組織すなわちコミュニティ、いわば「隣保コモンズ」である（その地域空間は伝統的コモンズとほぼ一致）。その二は、各種の自然環境に応じて保全のために編成されるコモンズで、目的により景観・森林レク・里山管理等がある。すなわち「環境コモンズ」である。さらに範囲を広げると、地域の医療・教育等の関係施設を保全する集団もコモンズと見られる。これがその三「施設コモンズ」である。

さて宇沢氏の課題は、いずれか特定の環境（ないし公共財の供給）機能の保全をテーマに取り上げて、その管理すなわちガバナンスを考えることにある。氏にとっては、地域社会が要求する特定の機能の供給に際して関係住民の「純福祉」を高めることが目的である。それに対処するコモンズの数や規模は、目的達成のための手段で、いわば操作可能な変数と位置づけられている。すなわち、コモンズの編制や規模や内部組織をこの目的に最も適するように（ガバナンスの一要素として）設計する、という課題設定である（従って氏の課題は、参考資料Ⅱのように、初歩的な経済理論を用いて解析することが可能である）。

宇沢氏が考えるコモンズは、個々の歴史や伝統を負う入会集団ではなく、機能集団である。従ってコモンズから出発する議論でなく、地域環境（すなわち社会的共通資本）の管理計画論であり、その枠組の中に機能集団であるコモンズが組み込まれている。その意味で、政策論へ繋ぐ上では恰好の枠組といえる。筆者は宇沢説を、従来のコモンズ論の視野の狭さの克服に向けた「新しい（開かれた）コモンズ論」の第一の型と位置づけたい。因みに宇沢氏は折に触れて、コモンズは「自律

的に行動する市民」によって構成されるものと強調される。筆者もこのビジョンに同調するが、これは正に、コモンズを対自的存在と捉えることに照応して掲げられる理念にほかならない。

先述の「答申」を踏まえて最近始動した長野県のコモンズ施策は、現在は第一段階として、何にせよ身近な問題に取り組もうとする小地縁集団（コミュニティ）の運動を全県的に芽生えさせて、漏らさず拾い上げることに力点を置いているようである。けれどもいずれは、第二段階として、これらの組織・運動を捉え直して対自的なコモンズに再編・再配置し、それにより各種社会的共通資本の効率的な整備を目指すという、宇沢理論に即した局面へ展開するのではないだろうか。

6. 伝統的コモンズを開く「協治」の概念

これに対して井上真氏（著書『コモンズの思想を求めて』2004）は、カリマンタンの伝統的コモンズの仔細な観察に基づいて考察を展開された。伝統的コモンズは自給自足に近い状態で生活を営む閉鎖性の強い集団だが、それでは生活が向上しないだけでなく、地域空間の環境を社会的に望まれる水準の保全状態へ導くことも困難である。ゆえに伝統的コモンズを外部へ「開く」ことが強く要請される。そこで氏は、当該コモンズの構成員＝権利者だけでなく、遠隔地在住の各種の専門家やNGOなどの様々な有志の人々を運営に引き込んで、課題の解決に向けた連帯（すなわち「協治」）の力を発揮することを提案される。この「協治」を実現する上でのキーワードが、「開かれた地元主義」と「かかわり主義」である。こうして氏は、オープンでダイナミックな「地域森林ガバナンス論」を提起された。

井上氏が切り開かれた視点を現在の日本の課題に適用すると、山村の住民が交流を求めてくる都市住民を受け入れ、都市側の創意工夫を取り入れ

て部落有林を活力ある交流の森に仕上げるようなケース、によく当てはまるだろう。

なお特定地域のcommonsの現状が広く伝われば、それに関わろうとする有志は、地球上どこにも出現する可能性がある。従って氏が目指す方向性を押し進めると、世界の各地域のcommonsと各国の有志とを結ぶ広汎なネットワーク＝グローバルcommonsが出現することになる。これは壮大かつ魅力的な「思想」ではある。筆者は井上氏の構想を、「新しい（開かれた）commons論」の第二の型と位置づけたい。ただその半面、井上氏は、「協治」によるガバナンスがカバーすべき地理的範囲の画定には、関心を示しておられない。

但し具体的にcommonsを開こうとする外部の有志の多くは、地元への連帯の心情よりも、概して何らかの特定の機能（通常は環境機能）の保全・発揚（すなわち環境ガバナンス）に向けた危機感から行動に出ると思われる。その限りでは、対象のcommonsを対自的存在と見ているといえる。これに対し構成員側は即自的存在であるcommonsの側から全体的な利害を考えるから、両者の視点の間には多少とも矛盾が生じるだろう（また種々の「有志」の間でも、目的によりガバナンスの構想が異なるかもしれない）。ゆえに伝統的commonsを「開く」という社会的な作業を進めるには、この矛盾の克服、すなわち両者の間の合意形成、換言すれば「協治」の具体的な手法の提起・確立が、次に来る不可欠の課題になるだろう。ともあれ、かかる矛盾の発現を契機にしたcommonsの解体から再編の道筋を具体的に探求した点で、井上説は一頭地を抜くユニークなcommons論だと評価してよかろう。

7. 「広域commons（ガバナンス）」の考え方

井上氏は途上国を対象にして、伝統的commonsを開くことにより先進国並みの生産力と環境保全の水準に到達する、という社会的要請に応えるこ

とがcommons政策の指針だと考えておられる。けれども先進国では逆に、政策指針の重点は、社会的要請に応える担い手たるに相応しいように、commonsを再編・再配置することではなかろうか。それゆえ筆者は、先進国である日本の現状では、伝統的commonsを「開く」ことよりも、「新しいcommons」を構想することが社会的にも政策的にもより重要な課題であり、地理的空間のイメージを落とすわけにはいかないと思う。また宇沢氏のcommons論は、目的とする環境機能の種類ごとに担い手のcommonsの地理的範囲は異なるから、グローバリズムに対抗できるような統一的な「地域社会」の像が結べない。そこで省みると、先述の多田氏のcommons論、すなわちグローバリズムに対抗するcommonsという視点は、基本的に市場経済のメリットを是認する立場の下でもやはり大切であり、政策面からも、現状を踏まえた地理的な防衛線をどこに設定するかは重要な課題だと考えられる。

そのような意味で、ここに広範囲の地域住民の間の即自的な共生意識に支えられた「広域空間」という形で、第三の「新しい（開かれた）commons」のビジョンを描いてみよう。日本では恐らく、上水道水源の7割を河川水に依存するという特徴が、河川の流域という形で「広域」空間を締め括る主要な契機になることだろう。流域内の上下流の間の共生意識は、ここ半世紀の間はかなり根を下ろした。その結果、市場経済の領域でも、域内における都市・農山村間の社会的分業の進展を踏まえ、とくに食や住の分野で「地産地消」の流通が構想・追求されるようになった。

なおこの広域空間の標準的な規模は中規模河川の流域（15～20万haで人口40～50万を想定）であり、林野庁の「流域林業」構想にほぼ照応する。他方、大気や海洋は別として、様々な環境commons・施設commonsが必要とする地域空間は、概ねこの広域空間内に納まると思われる。その意

味で、この広域の纏まりを比喩的に「広域commons」と称してもよいだろう。そして、広域内のあらゆる資源・環境を全体として捉え、市場・非市場の各分野の活動を調整し再編するような管理運営の活動、それが「広域ガバナンス」である。

すなわち広域ガバナンスの対象は、環境保全だけではなく、地域特性を生かした生活・文化の創成、換言すれば経済財を含む地域資源全般の使用価値実現のシステムにほかならない（公共財と経済財とが結合生産関係にある場合は、「地域」住民の立場で両者の軽重を調整することが必要になる）。またcommons概念の内実をこのように拡張することによって、原型である自給自足圏の考え方を現代に生かすのではなかろうか。

「広域」の内部では、事業者（収益事業を行う入会集団を含む）は、広域内で形成される市場の状況に応じて経済活動を営む。他方、種々の環境機能の発揮のためには、適切な機能集団が合理的に配置される（もちろん実際には、既存の各種団体にその役割を負託する場合が少なくないと思われる）。

なお複雑なシステムに方向を与え運営するには、当然「地域（ないし広域）理念」を掲げる必要がある。「生産力の発揮に向けた資源・環境の合理的活用とゼロ・エミッション」などが広域理念の一般的・抽象的な表現になると思われる。但し、森林・木材の側面からそれぞれの広域を特徴づける具体的理念を探ると、生活文化の側面から、広域内の中核都市における「住」の様式、より具体的には街づくりのコンセプトを確立すること、などが重要な項目になるだろう。

以上、「むら」という狭い地域空間に閉じこもった伝統的commonsの中での議論を止揚し、環境機能発揮に目標を据えたガバナンス論を通過して、もう一度「現代に相応しい地域共生」を標榜する多分に即自的性格の「広域commons」のビジ

ョンを提示した。これは一つの考えだが、研究者がcommons論を整理考察する一助になれば幸いである。また、ボトムアップの国づくりを目指しcommonsを運動の担い手として配置する際の戦略論としても、宇沢氏流の対自的commonsだけでは心もとない。広域commonsのビジョンをもち、その構築に向けて、例えば市町村の連携による運動に注目し支援することも大切ではなかろうか。

8. commonsの論理—「共」・「共生」を巡って—

以上、commonsの形態論・機能論を展開したわけだが、最後にcommons内部の人的結合の契機に関わって屢々揚言される「共」の論理と、構成要素である自然と人の関係のあり方に関わる「共生」の論理とについて、一言しよう。

まず人と人との関係、すなわち集団形成の契機については、血縁・地縁等による在来の共同体的・即自的結合を重視する立場と、市民社会を構成する個人の自覚的な共同を前提にする立場とがある。この点、先述の「答申」は、市民社会を基盤としなければcommonsの生成発展はありえないと明言しており、筆者もその考えに賛成である。

かかる市民社会の下において対自的commonsへ結集するためには、内面的論理すなわち目的・理念の確立が必要であり、それに準拠して構成員の行動を律する定款や規則が定められる。これに対し即自的commonsでは、現状が伝統に由来する「おのずから」の姿と受け取られているから、結集のための論理・理念は必要なく、外的規制たる律法または申し合わせがあれば十分である。一部の論者が志向するような、伝統的共同体に対し律法以前

の存在として「論理」を探る試みは、見当違いといえよう。

対自的コモンズないしそれに類する（構成員の平等資格を前提にした）集団は、自らの一体性・求心性を高めるために、しばしば形而上的な理念を闡明する。例えば、経済団体である農協・森林組合等の協同組合は、つとに「自治と自助」を「原則」として掲げているが、これは、非経済組織である自治組織にも、また非法人の入会集団等にも通底する理念であろう。コモンズ論者の多くは、コモンズに関わる理念を探求しながら、歴史の古い協同組合の理念にはあまり言及されないが、何故だろうか。

繰り返すと、この種の論理＝原則は、集団が対内的・対外的に緊張を強いられる局面で強調される。協同組合などは、全組合員の信頼を保ち、また企業との競争に伍するために、常時緊張感をもって運営に当たる必要がある。経済活動をしないう一般の集団でも、自由参加制である限り、やはり構成員の離脱を防がねばならない。必要により集団の組織を改編していく途上では、平常時以上に引締めを図る必要がある。これらの場合に、分かり易くかつスローガン化し易い理念・原則が求められるわけである。

次に、多くのコモンズ論者は、コモンズの存在意義として「人と自然との共生」を重視する。「コモンズ」の原義に照らしてもこの見解は首肯できるし、筆者も、比喩的表現ながらその趣旨は積極的に受け止めるべきだと考える。簡単に理由を述べよう。

生産力の一般論から見て、生産力の主体は人であり、土地を初めとする自然は客体である。けれども自然は、人間の活動を生産力化する無限の可能性を蔵している（当然ながら、

生産力には経済財・公共財の両方が含まれる）。他方、人は、自然の仕組みと作動を見定め、これに柔軟に対応して生産力化する知恵を身につけ、それを実行に移してゆく。もちろんその過程では、主体と客体との間の不断のフィードバックが不可欠であるが。

「人と自然との共生」は具体的にはこのような関係であり、その持続的発展の方途を検討しコモンズを変革してゆく指針とすることが、研究者や行政の役目であろう。

因みに、土地などの所有とそれを前提とした管理は、対象の自然を細切れにして把握することになるから、自然の機作に深く立ち入ることが必要な生産力の発展を、制約する場合が少なくない。従って、時代の科学技術の水準に合うように「構造改革」を行い、所有ないし経営管理の規模を調整してゆく必要がある。構造改革といえば従来は、機械化など作業の合理化によって規模効果を実現し労働生産力の向上を目指す、という内容だった。しかしそれとは別に、現在は農林業の「生産物」のリストの中で公共財＝環境機能の比重が押しなべて増大している。そしてこの側面の「生産力」を十分発揮させる上で、適正な管理規模への拡大が望まれるケースも多く現れている。

筆者のこの考えは一応合理的だと思うが、形而下的思考に止まることは否定できない。他方には、人と自然とは同等に生存権を持つと考える極端な環境倫理思想もある。この観点に立てば、あるいは別個の「共生」の世界、もしくはコモンズ哲学が拓かれるかもしれないが、それは筆者の構想力の範囲を超える。

終わりに—コモンズの法制度面の受け皿について—

さて、コモンズ論に実践性を付与するには、法制度の中にコモンズに対応した受け皿をどう設定するかが、重要な課題である。これに関し二つのアプローチが見受けられる。まず、天然資源や自然環境に対する「共」の原理に基づく管理・利用権として、現行民法で認知されているのは「入会権」だけであるが、その認知の範囲を、主体に関しては伝統的な農村の部落だけでなく様々の自生的な縁故者集団に拡大し、対象に関しては林野だけでなくその他の資源・環境をも包含することを目指す。そのために近代法の「所有」概念を哲学・倫理学の観点から再検討する。これが第一の方向である。これに対し第二の方向は、土地や不動産の所有が生む社会的なマイナス効果に着目し、被害を受ける人々がコミュニティを構成してそれを排除しようとする際に支援を行う各種法制度の整備である。すなわち、①外部の所有者の行為に起因して生活環境等への侵害が起こった時は、コミュニティとしてそれに対抗する権利を認める。また②コミ

[参考資料 I] 入会林野制度史と現在の諸問題

1. 入会山の成立と明治期の制度的変化

徳川時代には、山林の支配・管理形態には、①藩の直轄林（禁山）、②藩の支配だが地元の「むら」にかなり自由に使用させていた「明山」、③農民の支配が公認されていた「むら山」、④例外的な私有地、の四つがあった。このうち明山とむら山とが入会山に相当する。入会山は、実質的には農民が共同で支配していたが、名目的には大部分は藩の支配に属し、いわば藩と「むら」との二重支配の下にあった。

ユニティが街づくり等に向けて行動する場合は、構成員個々の財産所有権が障害にならぬように、調整する制度を整える。第一の方向は即自的コモンズの、また第二の方向は対自的コモンズの展開を可能にする法制度面の受け皿づくりといえる。

もっとも筆者の「広域コモンズ」の形成には、自治体による地域計画の樹立や施策の遂行など、行政上の諸制度を活用して受け皿をつくるのが第一であろう。また井上氏のいう「協治」の関係を整えるには、事案に即して当事者間で契約を締結することが、今のところ最善と思われる。

ともあれコモンズ論者としては、自らの課題に応えるような法制度の具体像を提示して初めて、論を完結したといえるのではなからうか。但し筆者には広い視野から法制度論を展開するだけの知識・能力がないから、ここでは大まかな問題指摘に止める。

さて明治政府は、版籍奉還を受け、1873年に地券を公布して新たな土地所有制度を発足させたが、その前提として、すべての土地を官有地・民有地のどちらかに分類する措置をとった。すなわち土地官民有区分である。しかしこの処置に関して現場では、とくに官有地への編入措置を巡って各地で農民の抵抗運動が起こり、政府は後年国有林野下戻しの立法処置を講じざるをえなくなった。しかし、ともあれ土地官民有区分そのものは80年を以て一応終結し、むら山は

原則として民有地第二種に編入された。

ところで88年になると市制・町村制が公布され、引き続いて全国の町村数をほぼ6分の1に縮減する大規模な町村合併が行われた。これにより入会林野の地位は大きな影響を受けた。まず、「むら」の法的性格だが、これまで学問的には「総合的実在者」といわれる曖昧な存在であったが、はっきり公法人へ移行した。その結果、むら山は町村の専属財産になった。けれども、町村合併の結果として実際に公法人の地位を得たのは新町村であり、殆どの「むら」は非公式の「町村の一部」(通称「部落」)になってしまった。それに伴い、「むら」すなわち入会集団のメンバーが行使する入会権の地位も変化した。

2. 20世紀前半の入会地利用の推移と部落有林野の整理統一

さて20世紀初期の入会地利用の様相だが、当時は入会地から採取する草は、米の増産に不可欠の肥料供給源であった。硫酸等の化学肥料が普及したのは、昭和初期以後のことである。他方、木材の商品化が進んで、造林への関心が急速に高まった。そのため、林野に対して各種の利用が輻輳し、関係者の間でしばしば利害の衝突が起こった。

そこで明治末期から、入会林野に対する近代化施策が開始される。施策の目的は、入会地の管理体制を整えて各種の利用を集約化し、それにより新規造林に充てるべき土地を捻出することであった。その主軸である部落有林野整理統一事業が、1910年に始まった。事業の内容は要約すると、①町村合併後も旧村すなわち部落が手放していなかった入会の権利を放棄させて、旧入会地を町村の直営に移すこと、②その上で、合理的な土地管理区分を行い経営の充実に向けて指導すること、であった。しかし実際には、無条件統一という当初の計画の通りには捗々しく進まなかった。そこ

で19年以後は条件付統一(一部離権・分収造林設定など、中には名目だけの統一も)をも容認する方針に転換する。以来、数字上の実績は格段に伸びた。統一事業は39年に打ち切られたが、それまでの実績は、無条件統一が59.6万町、条件付統一が140.1万町、離権(私人へ譲渡)が40.9万町となっている。

3. 入会権に関する公権説と私権説との対立

さて、部落有林で行使されてきた入会の権利の性格に関して、公権説と私権説との二つの学説が対立してきた。入会の権利は、私権説によれば民法物権編にいう入会権そのものである。しかし公権説によれば、町村制90条の規定にある「旧慣使用権」だということになる。旧慣使用権であれば、それを部落の住民に付与するか否かは、当事者たる部落＝入会集団の意思に拘わらず、町村の裁量で決めることができるわけである。

他方、民法は1898年に施行されたが、物権編の中に「入会権」の規定がある。そこでは入会権は私権と明示されている。なお入会権に関しては二つの条文がある。その一つは294条で、第三者が所有する土地に対する入会の権利を規定している。これを地役入会という。その立法の意図は、地主の土地囲い込みに対して入会農民を保護することにあつたと思われる。もう一つは263条で、利用者である「むら」＝入会集団が同時に所有者でもある状態の下での入会の権利のあり方、を規定している。これを共有入会という。共有入会では、登記制度をクリアするために様々な名義で所有登記されることになるが、いずれにしても登記簿上の所有は形式的であり、実際上の意味はない。そして両条とも冒頭で、入会権が準拠するのは第一義的には「地方の慣習」だと明記しているが、それは、運営の規範である部落の「慣習」の存在が裁判所で認められれば当該の慣習は登記名義を上回る権能をもつ、と公認したことを意味す

る。

この民法を受けて99年に不動産登記法が施行され、登記対象となる不動産の種類が列挙された。ところがなぜか入会権は登記の対象に掲げられなかった。そこで以後暫くの間、入会権の登記に関して三つの解釈が鼎立した。第一は登記可能とする説、第二は登記不可能であり従って第三者に対抗するすべはないとする説、第三は、登記は不可能だが入会の慣習が証明されれば第三者には対抗できる、とする説である。結局、1903年の大審院判決が第三の説を採用した。そこで以後この解釈が定着したのである。

ところで土地官民有区分の性格に関して、法学者の間には、「所有の確認」説と「所有の形成」説と、両説がある。確認説は、版籍奉還の結果領主の支配はなくなったわけだから入会山は実際の利用者だった「むら」の所有地になるのが当然だ、と考える。この考え方が公権説の根拠になった。もう一方の形成説は、官民有区分は新しく所有者を決定する措置だったわけで、従って従来その土地の上で行使されていた入会利用の諸関係は影響を受けない、と主張する。それ故、「むら」が公法人化したかどうかとは無関係に、入会権は存続することになる。この考えが私権説の根拠になったわけである(従って官有地に編入された林野＝国有林でも入会権は残存するはずだ、という主張にも繋がる)。

当時の政府の内部で、公権説に固執したのは内務省(戦後は自治省)であった。農林省には当初から入会集団に対する若干の気配りが見られたが、昭和初期の農業恐慌以来、この農林省路線が表面化するようになった。すなわち31年には、整理に際しては「私法的手続き(入会集団内部の意思統一)にも留意するように」と通達が出された。また在野の法律家の間でも私権説に賛成する空気が広がり、43年には戒能通孝の名著『入会の研究』が刊行された。これを契機に、戦後急速

に私権説が農林官僚の間で普及する。こうして、私権説に立脚しながら、入会的林野所有(すなわち部落有林野)を整理して権利関係を近代化する、という施策が再起動されたのである。

4. 戦後農山村における経済構造の変化と林政

公有林野調査会の調査によると、55年現在で部落有林野の面積は220万町で全森林の一割近くを占めている。但し人工林率は14%で、当時の全森林平均21%に比べ著しく低い。すなわち概して粗放利用の状態にあった。また部落有林の所有名義は様々だが、登記簿上何らかの私有名義のものが7割を占めていた。そこでこのような実態を踏まえて、人工造林地の拡大という当時の国策に沿うために、入会関係を整理した上で私有林経営を確立する、という政策が打ち出され、部落有林野対策協議会を設置して検討を行った。その成果が、64年の林業基本法、66年の入会林野近代化法に結実したわけである。

ところで、これらの施策で権利関係近代化の対象になった林野には、ほぼ次の三つのタイプがある。第一は、整理統一を免れた入会林野(慣行共有林野)で、大抵は部落の複数の代表者による記名共有の名義になっている。第二は、条件付で市町村に統一されたけれども事実上部落の管理下に置かれてきた林野であり、市町村長も実質上の入会地だと認める場合である。第三は、55年前後に進行した昭和町村合併の際に、一旦新市町村に吸収された後に還付されたため、受け皿の設置が必要になった林野である。(なお自治省は公権説に固執し、第二のケースでは「旧慣使用林野」としての整備を要求し、近代化法にも「旧慣使用林野の整備」の条文が付加された。しかし実績は、全整備面積の5%に止まった。)

さて近代化ないし入会林野の整理解体という言葉だが、法的には、当該入会の権利が私権として存在することを前提にして、地役入会の場合

は、消滅させて各種の地役権に転換すること、共有入会の場合は、入会権者が名実を伴った所有者になることを意味する。念のため確認しておく。

このように基本法と近代化法とによって入会林野の利用再編が推進されたわけだが、その経済面の基本的な契機は、採草・薪炭需要が激減する半面で木材需要が増大し、そこで木材を産出すべき森林資源の造成を目指し急テンポの拡大造林が始まったことにある。これに対応して、法律は次のような経営近代化のビジョンを提示した。経営の担い手として重視されたのは、まず自立した家族経営林家（または農林複合経営）であった。戦中・戦後になると大多数の入会林野はすでに自然的な解体過程に入っていたが、意欲と能力のある担い手のもとへこれを意図的に組織再編して、生産力の充実を目指したわけである。そして具体的な担い手の形として、協業経営化（生産森林組合・農業法人）と、家族経営の規模拡大に資するための個人分割、という二つの方式が示された。なおこの二つの方向だが、部落有林野対策協議会の論議では分割論が主軸であった。しかし近代化法の国会審議の過程で風向きが変わり、協業経営論が有力になった、という経緯がある。

なお当時の拡大造林のもう一つの担い手は、50年代後半から、初めはパルプ企業が直接に、後には森林開発公団や府県の造林公社が手掛けた分収造林である。この場合も、分収契約をスムーズに締結するためには、地権者である部落を法人化して権利を明確な所有権に再編しておくことが、資本提供者にとってリスクを回避する意味で都合であった。

5. 入会林野近代化法と入会林野整備事業

さて林業基本法が描いた構造政策の目的だが、要約すると、家族経営の基盤を強化しこれに基づいて農林業利用の高度化を図ることにあった。

そこで政府は、家族経営の規模拡大のために、

①入会林野の整備、②国有林への部分林（分収造林）の設定、という方策を示した。けれどもその後経済成長がさらに進む中で、自立経営として存立できる下限の規模が急速に上昇した。そこで入会林野の整備も、個人分割＝個別経営拡大の方式ではもはや対応が困難になる。その結果政策の指針の重点も、徐々に協業経営方式へスライドした。

なお近代化法の骨子は次の二点である。第一に、入会集団の意思に基づき入会林野を整備する。すなわち権利者を所有権者として登記する。第二に、経営を近代化する。すなわち整備の結果共有になった土地を分割して個別経営の基盤拡充に資するか、または持分を出資して生産森林組合などに法人成りするか、どちらかの道を選ばせる。また近代化を支援する施策としては、知事による嘱託登記と登録税の減免の措置があった。

近代化法に基づく整備の計画面積は、10年間で180万haであった。しかし2004年現在の実績は56.7万haに止まっている。この数字では、成功とはいえない。なお整備の内訳は、分割が23.1万ha、法人成りが30.6万haである。そして後者の97%が生産森組で、その平均規模は組合員数88人、面積99haとなっている。

6. 近代化事業の停滞と生産森組解散問題

但し入会林野整備事業に乗って設立された生産森組の殆どは、中身の改革は何もなしに部落有林がそのまま横滑りした形式的な協業経営だった。その意味で屢々「入会的生森」と呼ばれる。しかも、その後現在までの林業を取り巻く環境の悪化には凄まじいものがある。すなわち、①木材価格が低迷して林業が不採算になり、将来の収益獲得の期待はすっかり萎んだ。そして生産森組は、圧縮された会計の中で、僅かの税金の賦課でもひどく負担に感じるようになった。②さらに離村によ

り組合員の絶対数も漸減しているし、留村者も大部分がサラリーマン化した。彼らは林業への関心が薄らいだし、また必要な林内作業を的確に実行できる技能を身につけていない。労働力共同経営という法的性格を有する生産森組にとって、このような労働力の弱体化は致命的である。

こうして生産森組はもはや収益事業体としての展望を見失い、近年は解散の勢いが加速している。堺正紘氏の報告によると、97年以来6年間に解散した104生産森組の解散後の森林所有形態は、地縁団体が43で最も多く、次いで記名共有が26、売却・分割が19、その他団体が15となっている。なおこのうち、記名共有の多くは入会の復活を意図しているのではないかと推測される。しかし法律上は、合意の上で消滅させた入会権が復活することはありえない。このことは注意が必要である。

序でながら、①未整備の入会林野、②生産森組所有林野、③組合解散後の記名共有林野はいずれも私有財産だが、課税や持分の保全についてはそれぞれ得失がある。まず収益に対する課税の点では、①では事実上目こぼしされてきたケースも多いようだが、②・③では、もはや入会権は消滅して登記名義は所有の実体と合致しているわけだから、収益があれば当然、②では法人税、③では所得税が賦課される。なお、①の場合の離村者については、多くの場合は部落の慣習に基づいて無償で失権する。けれども、②・③の場合の脱退者は、持分（但し②では簿価、③では時価）の払い戻しを受ける権利がある（譬え内規で離村失権を申し合わせていても、法律上の拘束力はない）。

7. 「入会的生森」から協業経営（生産森組）へ

いま生産森組は著しく人気を失っているが、その最大の理由は、私法人なるがゆえに事業活動の

有無に拘らず法人住民税均等割が賦課されることにある。負担額は通常年15万円（県3万円・市町村12万円）程度だから、一見些細な事柄に映るが、林業が不採算で休業状態にある生産森組は、この負担を非常に重く感じている。それゆえ、生産森組の態勢を立て直すにはこれを減免する措置が不可欠と思われる。減免の理由としては、森林経営活動は殆ど常に公益的機能を高める効果を随伴する点を挙げるのが説得的であろう。また減免の権限は知事ないし市町村長にあるから、条例を制定すれば可能になる。もし諸般の事情で条例化が困難であれば、予算措置により納付額を補償する手法もある。すでに幾つかの市町村がこの種の措置をとっている。

この点を一言した上で、生産森組ないし協業経営の活性化の方向を要約して述べる。

伝統的な部落＝村落共同体では、構成員は平等に扱われるが、その半面、個人の創意や活力を抑圧されて林地の生産力はあまり伸びなかった。入会林野近代化の理念は、この状態を打破し、各構成員を適材適所に配置することにより、各人の能力の発揮と組織の活性化を実現し、その力を地域の振興に結びつけることにあった。そしてその方策が、従来の入会権を改めて各自の財産権に置き換え、その上で経済的・社会的地位の向上のために収益事業体＝林業経営に再編成し、地域資源の活用を効率的かつ集約的に達成することだった。

そのためには、まず経営の目標を明示し、それを達成するには構成員の主体的な格段の努力が必要であることを確認した上で、①去就は各人の自由に委ねる、②傘下の森林資源の状態を踏まえ、生産力・収益性が見地から協業事業体の枠組をつくる、③協業への参加者に対しては、各人の意向と資質を勘案して事業への関わり方を明確にする、④以上の諸点を調整して事業体を組織する。このようなプロセスで事を進める必要がある。

また事業体組織化の目標としては、第一に①適

正な規模をもち、②専門的技術を駆使できる運営体制をつくること、第二に、地域経済、とくに地域住民の就労・雇用の場の拡大に貢献すること、が挙げられるだろう。

ここに描いたように、真の協業経営として経営内の合理化を図るだけでなく、さらに地域全体を底上げするような外部効果を発揮する方向として、現在の経済社会状況を踏まえて、二つの道を例示しておく。一つは事業の中心を森林レクなどに切り替える場合で、民間事業体とも積極的に提携することにより、大規模の事業や多角的な事業の運営能力を獲得し、収益性の向上を実現する方向である。但し現行の森林組合法の規定はそのよ

【参考資料Ⅱ】 環境・施設コモンズに関わる経済理論

宇沢氏のコモンズ論においては、環境・福祉等の公共財（以下「環境機能」という）を、コモンズを媒介にして供給する場合に、機能集団として「環境コモンズ」「施設コモンズ」をどのように設置すべきか、が重要な課題になっている。ここでは差し当たり、「設置」に際しての基礎的な因子であるコモンズの規模（≒構成員数）を取り上げ、その経済理論的な決定メカニズムを解説する。

ここでは、所与の環境がコモンズの構成員に対して供与できる「純便益（＝福祉）」に着目して考察する。構成員は、一方では労費を提供して管理作業に従事し、他方では環境という便益を享受する。労費の提供は不快感を与え、便益の享受は快感をもたらす。両者の差額がここにいう「純便益」である。そこで図1によって、一方では規模（構成員数）を変数とした場合の一人当たり便益給付量の変化を示す曲線、すなわち「平均便益

うな事態を想定していないから、規制を思い切っただけで見直す必要がある。もう一つは所有森林が比較的小規模の場合で、対市場活動にはあまり携わらず、メンバーを質の高い森林施業専門の作業集団に仕上げ、森林組合等と連携して地域の森林の造成保全を担ってゆく方向である。その場合、所有森林は、外部に対する展示と、メンバーの作業研修の場の機能とを果たすことになるだろう。ともあれ、保有森林と協業メンバーの現状をしっかりと自己分析した上で、経営の向かう所を明確に打ち出して、機動力のある組織をつくり、メリハリの利いた運営を行うことが大切であろう。

給付曲線」を引く。また他方では、一人当たりの不快感を示す曲線、すなわち「平均不快感曲線」を引く。なお不快感は、①管理のために労費（簡単のため、労働提供と金銭提供の割合は一定とする）を提供することと、②構成員が限度を超えて多くなるとそれに伴って「混雑」が発生し受益が低下すること、との二種類の原因により発生する。

因みに、混雑に伴う受益の低下は、便益給付の低下と見なすこともできる。そう考えた場合の図形は、平均不快感曲線は水平線のままであり、平均便益給付曲線の右下がりにはさらに急傾斜になる。もっとも図形をこのように描き変えても、両曲線の交点の横座標には変りはない。従って理論的には作図法として優劣はない。但しここでは、公共財の受益を巡って屢々言及される「混雑現象」を図上でより明確に示すために、上述の考え方に基づいて作図した。

以上が基本的な枠組である。ところで、

①規模（構成員数）を変数とした場合に、構成員が環境から感じとる一人当たりの便益は、コモンズの規模の大小により変化する。その便益量を図上に縦座標で示し、横座標には構成員数をとってフォローすると、「平均便益給付曲線」 SS' を描くことができる。曲線の形は、通常の財の平均産出曲線と同様に、右へ移るにつれて初めは上昇して最高の値に達し、それより右では逆に下降する。

②次に構成員が感じる不快感だが、その原因の一つである労費の提供に伴う平均一人当たりの不快感は一定で、その大きさは図の縦座標で表わすことができる。従って構成員数との関係を示す線は、水平線として描かれる。次にある構成員数を超えると混雑現象が生じ、これに伴う不快感が加わる。それは、右上がりの曲線として描かれる。従って二種類の原因に基づく不快感の総体の一人当たりの量は、水平線とそれに接続する右上がりの「平均不快感曲線」 FF' 上の点の縦座標として示すことができる。

SS' と FF' の両曲線は、図に示すように通常PとP'の二点で交わる。この両点の横座標はHとGだが、コモンズの規模がOHとOGの間であれば、一人当たりの純便益は正值をとる。すなわちこの間の領域が、所与の環境を管理すると同時に受益するコモンズの適正規模である。以下若干の点について付記しておく。

①商品を生産販売する企業は、純収益額の最大を目指す。そして純収益を最大にする生産量は、限界売上高曲線と限界費用曲線との交点の横座標により与えられる。すなわち、最適規模を決定するのは限界原理である。しかしコモンズはそれ自体の利益を追求する集団ではなく、また構成員も一体性を守って抜け駆けすることは想定されない。従ってこの場合

にコモンズの規模を定めるのは、限界原理でなく、平均原理である。

②図で、唯一つの最適規模を求めれば、平均純便益を最大にする点の横座標OQがそれに相当する。但し環境政策の立場で実際に配置する際には、純便益最大の点よりも、構成員を受容できる限界（最大規模と最小規模）の方が関心事になると思われる。

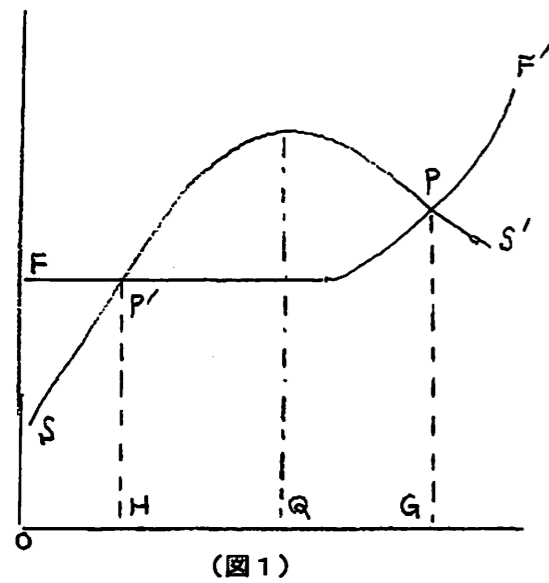
③構成員が環境の管理を全く必要とせず、かつある限度までは望みだけの便益を享受できる場合（例えば、構成員数に比べて相対的に豊かな草生えを有する採草地は、図2のように、横座標の一定点より左では、「平均便益給付曲線」「平均不快感曲線」とも水平線となる（後者は横軸と一致）。そしてこの点を超えると、前者は急速に下降し、後者は急速に上昇して相交わる。この交点の横座標が、当該採草地が収容できるコモンズ構成員の上限である（この例の場合、草は技術的には私的占有が可能だが、コモンズ構成員内部では個人の占有が許されないから、公共財と同様の原理が通用する）。

④利用対象を、公共財である環境でなく市場財（商品）に置き換えてみる。この場合は貨幣を媒介にした受益であるから、構成員が増えても空間的に混雑が起こることはない。従って不快感の原因は労費の提供だけであり、「平均不快感曲線」はどこまでも水平線である。他方「平均便益給付曲線」は、心理的な量ではなく売上高を表わすことになるが、曲線の形は図の場合と同様に、初め上昇し後に下降して山型の形状となる（従って通常、両曲線は二か所で交わり、交点の横座標が最大規模と最小規模を示す）。

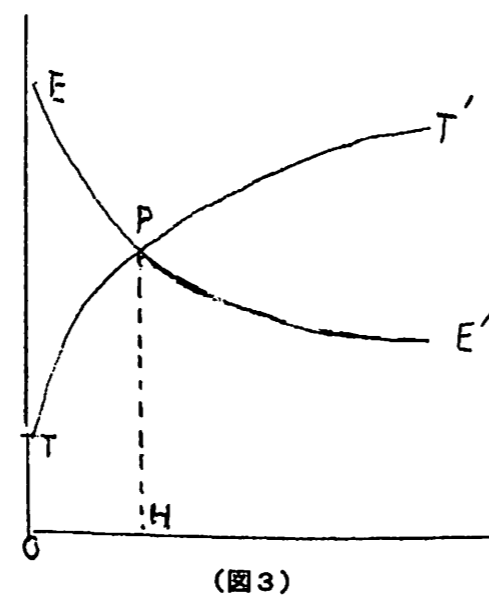
ここまでは宇沢氏をフォローして、地域社会に便益をもたらす環境が予め存在する（例えば名勝・記念物公園・社寺境内など）という前提の下

で、それを管理しながら受益するコモンズの規模を決定するメカニズムを説明した。しかし環境計画策定の際には、コモンズの存在を前提にして、そのためにどの程度の規模の環境空間（例えば街中の児童公園・緑地など）を配置するか、という課題に直面することも少なくない。この場合は、コモンズに割り当てる面積を横軸にと

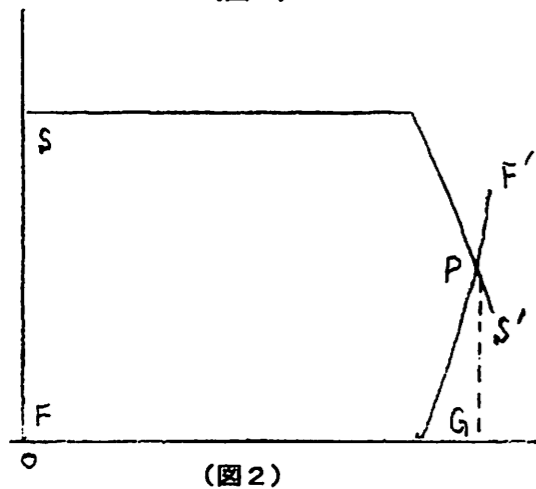
り、構成員一人当たり「便益給付曲線」 TT' と「不快感曲線」 EE' を描けばよい。通常は図3のように、前者は右上がり、後者は右下がりの形になる。そしてその交点Pの横座標は、配置すべき環境空間の最低面積を示すことになる。



(図1)



(図3)



(図2)

投稿論文

入会紛争と環境問題

—馬毛島の浦持地を巡って—

牧 洋一郎

一、はじめに

種子島（以下、「本島」という）の西海上12キロメートルの海域に浮かぶ馬毛島（本島の属島、面積約8.5平方キロメートル）には、本島の数カ浦の浦持地（共有入会地）が点在しているが、この島で最も水深が深く大きい港＝葉山港周辺の壅泊浦（鹿児島県西之表市）の浦持地を巡って現在、紛争が生起している。つまり、入会権者たる住民らが入会権の環境保全機能に注目し「採石工事に伴う自然環境破壊の阻止」を主張し、その法律効果を期待したものである。しかし、この島の入会権も全国的傾向通り、村落共同体の変質や共同体的規制の弛緩に伴い、入会権の存否確認が困難な実情にある。

そこで、平成13年10月から同17年8月までの数回に亘る本島及び馬毛島の現地調査に基づき、本島のウラ制度に由来する入会地の現状及び自然環境保全について考察したい。なお、浦とは、地理的には一般に湾曲して陸地に入り込んだ海辺（入江）を指すが、歴史的には漁撈組織や漁村（漁民生活共同体）をも意味する。よって、本論では、総称概念としては「ウラ」を用い、単に漁村や漁撈組織などを指す場合の「浦」とは区別するものであることを付言しておきたい。

二、種子島の概要

本島は、大隅半島の南に海上約40キロメートルの地点に位置する面積約453平方キロメートル、最高地点282メートルの南北に細長い島で、産業としては農業と漁業を中心に発展してきた島である。

種子島の名は天武天皇6年（677年）に初めて史上に「多禰」と現われ、大宝中は太宰府管内の治下であり、大隅国に属してから350～360年間は明らかでないが、その後、近衛家の荘園となり、鎌倉初期に種子島氏が治むるところとなった。藩政期には薩摩藩に属したが、本島は薩摩藩領となっても種子島氏の私領地であったためか、島津氏の政策が貫徹されず、薩摩藩特有の地割制度（門割制度）が厳格でなかったという。また、村落は通常、農村と漁村に大別され、その基本的性格を成している社会構造としてマキ制度とウラ制度があげられ、藩政期には塩屋牧（領主より塩炊集落に下賜された放牧場）二四カ所と浦一八カ所が生産の中心的役割を担っていたということである。

明治2年の版籍奉還により、種子島氏が領地を国に奉還し、その後、種子島家の山林及び藩有林は総て官有林となり、また地租改正に基づき同7年から14年にかけて官民土地所有区分が行われた（馬毛島の漁業用地も官有地となったが、同32年に池田、洲之崎、壅泊及び住吉の4カ浦に縁故払い下げとなる）。そして、同19年の飢饉による甑島からの移住により人口も増加し農漁業に従事する者も増え、その後漁業法の制定に伴い、塩屋集落も漁撈に従事するようになり浦の数も増加した。また、同22年の町村制実施により、上之郡七カ村が北種子村、中之郡五カ村が中種子村、下之郡六カ村が南種子村となり本島は熊毛郡となった。

現在は、西之表市、中種子町そして南種子町（総人口約三万七千人）から成っており、なお西之表市（人口約一万九千人）は熊毛支庁等の官公庁の出先機関が集中し、熊毛地区の行政・経済の中心地でもある。そして、戦後、本島の村落は農地改革や漁業制度改革によって一時農漁業の隆盛をみたが、農産物の価格の低迷や魚介類の輸入の増大等に伴い、農漁業は不振を招いている。

三、種子島の「ウラ」制度

本島では、天武天皇10年（681年）、日本書紀の多禰国の条に「種々の海産物等多し」とあり、島民が古くから採集生活に依存していたことが推測される。そして、1200年頃、種子島家の初代当主平信基が居を赤尾木（西之表）に定めた当時、島民は牧畜・農耕とともに僅かに漁猟を営んでいたといわれている。その後、農家が生産をあげるため結集し集落を形成し、更に臨海地域の農家が集団で漁撈活動を行うようになったのが漁村即ちウラ共同体の萌芽であろう。集団での漁撈活動は、共同体構成員の協力なしには存続し得ないから、協力関係を確保するための規範が生ずることになり、この中にウラに由来する慣習法の形成をみることができる。

藩政期には、船奉行の統制下に漁業が置かれていたが、当時は塩屋牧を中心とした牧畜・製塩が主流を占め、産業として漁業は一部の浦（池田、洲之崎、壅泊）を除いて然程大きなものではなかったようである。しかし、宝暦年間（1760年頃）には、漁業は一馬毛島での飛魚漁も含め一村（浦）単位で行われ且つ領主より総ての漁業権は浦に与えられており、また浦は各々浦の掟（取決め）を持ち、浦人は必ず浦に所属していなければならなかった（浦人とは、「ウラの株」を有する漁師）。つまり、各浦では浦持の地曳網や飛魚網を所有し、浦人は浦の取決めに従い漁場や漁業用地を利用していた。当時はベンザシ（弁済使、弁指）、ムラギミ（村吟味、村君）そしてウラガシラ（浦頭）といった浦役（管理機関、各浦によって呼び名が異なる）を中心に浦総出の漁撈活動が行われており、一八カ浦として本島の漁業も一応の発展を遂げ、ウラ制度を持つ漁村が出現した。また、熊毛地域の飛魚漁の起源は明らかでないが、「馬毛島漁区記」には、慶長年間（1600年頃）には既に馬毛島において漁業が営まれていたことが記されており、したがって飛魚漁も何らかの漁法で行われていたものといわれている。なお、馬毛島への季節移住（飛魚共同漁撈）は藩政期に始まったものであるが、昭和40年代前半には消滅した。

現在では、浦総出の共同漁撈は減少の一途を辿っているが、カマス網漁やブリビキ（振引）網漁等の昔ながらの共同漁撈が存続している浦もある。また、浦の年初行事として「浦祝い」があり浦人は必ず参加しなくてはならないものであるが、このことは、各浦が漁業協同組合（以下、「漁協」という）に統合されても、旧来のウラ制度によって伝統的に管理・運営されてきた漁業用地等をあくまでも固守していこうとするもので、この中にろう固とした「地縁性の原理」が見られる。

四、壅泊浦の入会慣行と紛争

（一）、集落の概要

壅泊集落は下西校区（大字西之表）一藩政期には上之郡西之表村一に属しており、西之表市街地より南へ約3キロメートルの地点に位置し、漁業を中心とした長閑な集落である。な

お、住民数は約200戸（約600人）で、当該集落は元々漁業集落で殆どの住民が漁業に生きてきたが、職業の多様化に加えて沿岸漁業の不振により漁業以外の職業に従事する者が多くなった。住民の漁業離れが進むのは否めない事実であるが、正月には「浦祝い」が継続して行われてきた浦である。しかし現在、入会紛争によりここ数年正月の浦総出のこの伝統的行事も取止めとなり、提訴を機にウラ共同体の分裂が深まっている。

（二）、集落の入会慣行

集落内の住民で漁業に携わる者（浦人）は、不文律による一定の取決めの下に、「ウラの株」に基づき浦持地や漁場を共同で管理・利用してきた（「ウラの株」とは元来、漁撈活動を行うためのウラ共同体構成員の地位を指し、浦持地や漁場を管理・利用する入会用役の持分権を指すものであったが、明治の近代的所有権制度の導入以降、地盤所有の持分権をも指すことになった）。そして、昭和40年代中頃まで、本ベンザシ（エビス神係を兼る）が漁場のことも陸のことも取仕切った（現在は、小組合長が指揮する）が、その他に魚見役の地曳網ベンザシ（1人）及び飛魚網ベンザシ（人数は網数による）なる役職が存在した（任期はともに1年である）。明治に入り漁業法の制定、また戦後の漁業法の大幅改正、といった時代の変遷により、藩政期からのウラ制度は変様しながら今日に至っている。つまり、当該集落では、カマス網漁なる共同漁撈が行われエビス神係のベンザシが存続し、且つ漁民集団（壅泊小組合員約30名）によって、セガキ（魚供養）、町祈祷（ベンザシの交替）といった古くからの浦の行事が行われている。

そして、新たに漁業を営もうとする者は、何処かの浦（戦後は「小組合」と呼ばれる）に浦加入しなければ、種子島漁協組合員にはなれても実質漁業を営むことはできないが、当該集落では集落内居住者のみに加入を認め隣接集落であっても当該小組合への加入は認めていない。要するに、集落漁民の権利意識としては旧来から外に対して根強い排他的な権利意識を持続しているということである。また、昭和末期までは、ウラの本人（浦人）が隠居もしくは脱退しない限り、長男を除いて次男以下の者には、浦加入が認められなかったが、現在では彼らにも加入が認められている。更に、漁業から離れても集落内に留まる限り入会持分権は喪失せず「馬毛島地権者の会」を小組合員らと共に組織している（総員60名余）。

（三）、紛争の経緯

馬毛島の葉山港周辺は、壅泊浦が管理・利用してきた漁業用地（三字、総面積約2ヘクタール）であるが、平成13年5月、当該各土地の大半が登記名義人4人（登記時点の浦の代表A、B、C及びD）から馬毛島開発（以下、「業者」という）へ所有権の移転登記がなされた（現在、島の総面積の約99%を業者が所有）。つまり、浦の代表や登記名義人らは権利者約40名（非漁民も含む）の同意を取り付け、地盤総面積の約64%を総額216万円で業者に譲渡した。よって、現在登記名義は業者（約三分の二）と代表（約三分の一）との共有名義となっている。字葉山（雑種地、約2千平方メートル）は現在も漁具倉庫や潮待ちに利用されている場所で、字壅泊小屋（宅地、約2千平方メートル）は漁撈小屋群跡地で、字八重石（雑種地、約18千平方メートル）はかつて燃料材の採取等に利用されていた場所である。つまり、これらの各土地は採石工事を行うために運搬や物置き場として重要な位置にあり、よって移転登記は重機や機材の搬入・搬出等を目的としたものである。しかし、この件に関し、採石工事に反対する住民ら20数名に対しては、故意に何の連絡も呼びかけもなされなかったということであり、彼らは「島の自然環境破壊に繋がるのみならず、各入会

権者が有する処分権、議決権への侵害である。入会地の処分は権利者全員の同意がなければ無効である」と反駁した。

平成13年11月、住民22人（漁民11名、非漁民11名）が字葉山を対象として業者と譲渡した登記名義（A、B夫々二分のずつの登記名義）人2人を相手に「売買の無効、妨害の排除、所有権移転登記の無効」を、そして同14年4月には、原告に非漁民1人が加わり、業者と譲渡した登記名義（C、D夫々二分のずつの登記名義）人2人を相手に字蟹泊小屋及び字八重石を対象に「所有権移転登記の無効」を、更に同年9月には、「入会権確認請求（対象地は字葉山、字蟹泊小屋及び字八重石）」を訴え提起することになり、権利者全員の訴訟参加となった（原告が住民26名、被告がA、B、C及びDを含む住民36名と業者）。つまり、売買無効の確認・妨害排除請求、土地所有権移転登記抹消登記手続請求及び入会権確認請求が、次々に業者や土地売却賛成派住民を相手に鹿児島地裁に提起された。すなわち、原告らは入会権の「全員一致の原則」を主張したのに対し、被告らは「民法上の共有地であり権利の譲渡は各権利者の意思のみで可能である」と抗弁した。

また、採石工事によって「大幅に漁民らの漁業用地の利用が縮減されるばかりでなく、海岸には泥水が流れ込み水産資源に悪影響が生ずる恐れがあると同時に、島の生態系に大きな変化を来し、島の環境利益が大きく損われる」という観点から環境保護運動と結びつき、地元環境保護団体（馬毛島の自然を守る会）などから支援され、環境保護運動として発展していった。

（四）、判決

平成17年4月、判決が言い渡されたが、妨害排除（売買契約無効確認等）請求事件及び所有権移転登記抹消登記手続請求事件が棄却、入会権確認請求事件が却下された。つまり、鹿児島地裁の判断は入会権（葉山のみについて）を認めながらも、「採石工事がいまだ社会通念上受忍要請される範囲といえ、原告らは、その差し止めを求めることができないというべきである」、「原告らが有する使用収益権を根拠としては、被告に対する各持分権移転登記の各抹消登記手続を請求することはできないというべきである」、「入会権の確認を求める訴えは、権利者全員が共同してのみ提起し得る固有必要的共同訴訟である」というものである。

しかし、採石工事による堆積土砂の海岸への流出によって海草が枯渇し漁獲高が減少している事実は、「大規模な自然環境破壊によるものではなく因果関係が乏しい」といえるのであろうか、そして鹿児島地裁の固有必要的共同訴訟についての解釈が憲法第32条の「何びとも裁判所において裁判を受ける権利は奪われぬ」という規定に抵触するのではなかろうか。斯様な点からこれらの判決には問題があり、「字葉山の妨害排除」と「三字全部についての入会権確認」について控訴（福岡高裁宮崎支部）するに至った。また、業者に対し対外的に、土地売却賛成派住民が反対派住民と一緒に原告として訴訟参加するということがありえないため、「所有権移転登記抹消登記手続請求」については控訴を見送った。

それから、当裁判所は字葉山につき入会の事実を認めているが、字蟹泊小屋及び字八重石についてはその判断を避けている。この事実は、入会地の利用（入会権の発生要件）という点のみの着目であり、管理（小組合員による境界確定のための共同作業等）という事実（入会権の存続要件には管理行為も含む）を見落としているといえよう。

五、結びとして

当該入会紛争は、入会権に対する被告住民らの無理解・誤解により生じたものである。また、入会権の権利関係は登記とは関係ない（我が国の登記制度では登記に公信力がない）が、登記は対外的にかなりの影響力を持つものである。したがって、登記に入会権の権利関係を反映させるよう努力することが今後は大きな課題となろう。そして、当該集落の入会権者は土地売却賛成派・反対派に分かれているが、土地持分の譲渡につき分配金を受取った者の中には、未だにそのまま封をしている者（約30名）や原告として訴訟参加している者（4人）がいるという事実がある。これらの事実は、被告業者との仲立をした浦の代表らによる説明が権利者たる住民に対し十分なされないまま、権利者が持分を手離したことによるものである。紛争の再発防止のためにも熟議の上慣習を見直し明瞭な規約の成文化を図るべきであろう。

被告業者は馬毛島の採石工事によって漁民らが「失なう利益」と「得られる利益」を比較衡量し、後者が前者に勝っていること、更に馬毛島の自然環境に殆ど影響せず且つ漁業被害をもたらさないことを具体的に立証・説明すべきであるが、原告漁民らの不安に十分に答えていない現状である。原告らは採石跡地の利用（全国から収集される建設残土の埋込み）がなされたならば、「誰もこの近海で獲れた魚を食べなくなるし、また売れない」と自然環境の保全を主張するものであり、また「自然環境を保全しなければ、香川県の豊島の二の舞となり、みすみす漁業を手離さなければならぬ」と採石跡地の利用を危惧するものである。したがって、原告らはこの島の浦持地を守ることが自然を守ることであり、延いては本島の漁業を守ることであると意識するものであり、原告漁民らの抱く疑念（自然破壊に対する不安）は、明らかにされねばならぬ問題である。熊毛の住民らの中には過去の経緯から、採石の跡地利用に一核のゴミ捨て場候補地でもあるのかと一不安を抱く者も多く、当該訴訟は環境保全の観点から多数の地域外住民（所謂「よそ者」）らが支援者として深く関わっている事件でもある。今後は環境保全を踏まえた地域開発につき、「よそ者」らによる客観的視点からの豊富な情報や知識等を提供されることが望まれる。また、当該訴訟に限らず入会権確認訴訟では、訴訟の入り口論として固有必要的共同訴訟が立ち塞がっているが、憲法第32条（裁判を受ける権利）との関係にて、入会権確認が果たして固有必要的共同訴訟に拠るべきものか否か明らかにされねばならぬ課題といえよう。

壺泊浦では「旧来の気風には巻かれろ」と意識する人々が多いことは否めない事実であるが、入会権が全国的に社会的・経済的そして生活形態の変化等に伴って解体に向かう中、当該訴訟を契機に、原告ら集落住民が自分らの共同的生活保障基盤の重要性を環境保全の観点から認識するようになったのは確かであり、入会権者が入会権の知識を得て、入会権を守るために再度統制の強化に乗り出そうとしていることが伺われる。入会権は自然環境の保全を直接内容とするものではないが、入会権者が入会権と自然との係わりを再認識し、漁業用地（＝入会地）を守ることが自然環境を守り併せて漁業を守ることに繋がると意識するもので、このことは入会権の現代的意義という点から多いに評価されるべきものといえる。

参考文献

下野敏見 「馬毛島の文化と歴史」『マゲの島から吹く風』（馬毛島を守る鹿児島会、2002

川崎晃稔 「種子島の漁撈習俗と飛魚漁」『隼人世界の島々』(小学館、1990年)
山岡栄市 『漁村社会学の研究』(東京大明堂、昭和40年)
大山彦一 『南西諸島の家族制度の研究』(関書院、昭和40年)
中尾英俊 「入会権の存否と入会地の処分」『西南法35巻3・4号、2003年』
江渕武彦 「登記原因としての委任の終了再論(1)」『九共大経紀要87号、2002年』、
「同(2)」『同88号、2003年』
『広報にしのおもて』10月号(西之表市、2002年)
藤馬虎男 「ゴルフ場と入会権」『西南大学院法研15号、1997年』
加藤哲実 「14, 15世紀イングランドの村落共同体と私法」『早稲田法研論集26号、1982年』
野村泰弘 「部落有林野と町村制・統一政策(一)」『徳山論叢57号、2002年』
鬼頭秀一 「環境運動/環境理念研究における『よそ者』論の射程」『環境社会研究4号』
(新曜社、1998年)
牧洋一郎 「馬毛島・種子島の『ウラ』制度と漁撈小屋」『鹿児島民具17号、2005年』
岡山地倉敷支判・昭和51年9月24日・判時858号94頁
最判・平成11年11月9日・判タ1201号128頁
鹿地判・平成17年4月12日判決(同13年(ワ)第1065号売買契約無効確認等請求事件、同14年(ワ)第307号土地所有権移転登記抹消登記手続請求事件、同14年(ワ)第785号入会権確認請求事件)

村落環境研究会第2回理事会
議事録

1. 日時 2005年09月16日(木)10:30～12:00
2. 場所 愛媛大学法文学部2階会議室
3. 出席者 理事：矢野、江渕、牧、堺(7名中出席4名で成立)
欠席理事：枚田、福村、大庭
監事：高尾 欠席監事：川原
顧問：中尾、松原 欠席顧問：西森
現地事務局：泉
4. 議事
第1号議案 第1期事業報告
堺会長から第1期(04年09月17日～05年08月末)の活動経過の報告があり、対象地域を全国に広げることたことを含めて、異議なく了承した。
第2号議案 第1期決算報告
堺会長から第1期(04年09月17日～05年06月30日)決算報告書の説明があり、また高尾監事から監査結果の報告を受け、異議なく了承した。
第3号議案 第2期事業計画
堺会長から第2期事業計画の提案があり、討論の結果以下のように決した。
(1) 機関誌「村落と環境」第2号の編集発行について
① 第2回シンポジウムの詳報
② 投稿の募集(半田論文、牧論文)
③ 研究会記事
④ 機関誌の販売に努めること(定価1,000円の明示)
(2) 第3回シンポジウムの企画について
① 開催場所 島根県松江市(現地事務局、江渕理事、野村会員)
② 開催時期 06年09月頃
③ テーマ及び報告者 現地事務局が研究会事務局と連携しつつ決める
④ 開催地における宿泊施設の斡旋・紹介を検討する
(3) その他、以下について了承した
① 友好団体、行政機関との連携
② 入会、生産森林組合に関する研修会への講師派遣
第4号議案 第2期予算案
堺会長から予算書の提案があり、異議なく了承した。
その他 シンポジウム、総会、懇親会について協議した。

村落環境研究会第2期総会
議事録

1. 日時 2005年09月16日(木) 17:15~17:30

2. 場所 愛媛大学法文学部2階会議室

3. 議事

(1) 議長選出

議長に、牧洋一郎氏(馬毛島の自然を守る会鹿児島支部)を選出した。

(2) 議事

第1号議案 第1期事業報告(別紙1)

第2号議案 第1期決算報告及び監査報告(別紙2)

堺会長から事業報告及び決算報告について、高尾監事から監査報告について説明があり、討論のうえ異議無く了承した。

第3号議案 第2期事業計画(別紙3)

第4号議案 第2期予算案(別紙2)

堺会長から事業計画案及び予算案について説明があり、討論の上異議無く了承した。

なお、第3回シンポジウムは島根県内で開催することとし、江淵武彦理事を中心に企画・運営をお願いすることになった。

第1号議案

第1期事業報告

活動日誌

2004年9月17日 村落環境研究会設立総会(於大分県天瀬温泉天龍荘)

第1回シンポジウム「市町村合併と入会林野」

報告者 矢野達雄(愛媛大学法文学部)

盛武義美(宮崎県北川町)

林 康弥(長崎県対馬支庁)

座長 江淵武彦(島根大学法文学部)

入会相談会

2004年3月18日 鳥取県中部地区生産森林組合研修会に出席、講演(堺会長)

2005年4月19日 機関誌「村落と環境」印刷発行

会員及び友好団体(中日本及び東日本入会林野研究会)に送付

林野庁(長官、経営課長等)及び西日本各県林務担当課長に送付

全国の主な入会及び生産森林組合研究者等に送付

2005年6月 第2回シンポジウムの報告者の選定及び依頼の開始

2005年7月20日 書面理事会(第2回シンポジウムについて)

2005年7月27日 第2回シンポジウムの開催通知(会員、林野庁(経営課長等)及び西日本各県入会担当課長、友好団体、主な入会研究者等)

2005年8月 第2回シンポジウムの運営についての協議(随時)

2005年8月25日 参加申込み締切

第2号議案

村落環境研究会第1期決算報告書

(創立総会～05年6月30日まで)

(1) 収入の部	
会費	190,000円 (個人会員85名、賛助会員:4団体)
寄付	40,000円 (天龍荘より)
その他	400円
収入合計	230,400円
(2) 支出の部	
機関誌印刷費	50,000円
通信費	37,390円
事務用品費	17,829円
支出合計	105,219円
(3) 収支残高の部	
繰り越し	125,181円

会計監査報告

第1期(設立総会から2005年6月30日まで)の会計について監査したところ、会計処理は適正になされ、決算報告は現状を正しく示していると認めます。

2005年9月13日

村落環境研究会 監事 川原 祥治 印
 監事 高尾 徳次 印

第3号議案

第2期事業計画

- 1 機関誌「村落と環境」2号の編集発行
 掲載記事
 第2回シンポジウムの詳報
 基調講演、個別報告、討論要旨
 投稿
 研究会記事
- 2 第3回シンポジウムの企画
 開催場所 島根県
 現地事務局 江津理事 野村会員
 開催時期 9月中下旬
 テーマ 入会林野の登記問題など
 運営は可能な限り現地事務局にお願いする
- 3 その他
 (1) 友好団体、行政機関との連携
 (2) 入会、生森に関する研修会等への講師の派遣

第4号議案

村落環境研究会第2期予算書(案)

(05年7月1日～06年6月30日まで)

1) 収入の部	第1期決算	第2期予算	備 考
前期繰り越し	—	125,181	個人会員85名、賛助会員4団体
会費	190,000	190,000	
寄付	40,000	0	
その他	400	10	
収入合計	230,400	315,191	
2) 支出の部	第1期決算	第2期予算	備 考
シンポジウム経費	—	50,000	会場費、会場係賃金、報告者謝礼 「村落と研究」200部 役員会
機関誌印刷費	50,000	80,000	
会議費	—	20,000	
通信費	37,390	40,000	
事務用品費	17,829	15,000	
予備費	—	15,000	
支出合計	105,219	220,000	
3) 次期繰り越し	第1期決算	第2期決算	備 考
次期繰り越し	125,181	95,191	

村落環境研究会規則

(名称)

第1条 本会は村落環境研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を福岡市中央区天神3丁目10番25号森連ビルに置く。

(目的)

第3条 本会は、地域社会における土地管理等の機能集団に関する法律的、社会経済的研究の向上を図り、もって地域社会の活性化と環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は次に掲げる事業を行う。

- 1 研究会、講演会、シンポジウムおよび見学会等の開催
- 2 地域社会の土地管理機能等に関する調査・指導の受託・請負
- 3 機関誌の発行およびホームページの開設
- 4 その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は本会の趣旨に賛同する者をもって構成し、会員は次の2種とする。

- 1 正会員 年会費を納める個人。本会の主催する事業に参加し、機関誌の配布を受ける権利を有する。
- 2 賛助会員 年会費を納める法人、団体。機関誌の配布を受ける権利を有する。その構成員は3名を限りに事業に参加することができる。賛助会員は議決権を有しない。

(役員)

- 第6条 ① 本会に役員として理事10名以内、監事2名を置き、総会で選出する。
- ② 役員任期は2年とし、重任を妨げない。理事の互選により会長1名を選出する。会長は事務局長を指名する。
 - ③ 会長は、本会を代表し、理事会の決定に従い会務を総括する。事務局長は、会長を補佐し、会務を執行する。
 - ④ 監事は、本会の会務および財務執行の状況を監査する。
 - ⑤ 本会に、必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は会長の指名により、理事会で決定する。顧問は役員会に出席し、発言することができる。

(会議)

- 第7条 ① 本会に総会、理事会及び監事会を置く。
- ② 総会は、会長が招集し、理事会の提案に基づき、事業計画及び予算決算並びに役員選出、その他について審議する。議長は出席者の互選により選出する。
 - ③ 理事会は、会長が招集し、議長となる。過半数の出席で成立し、出席理事の過半数で決する。緊急時には郵便、Eメール等による持ち回り会議を開催できるものとする。
 - ④ 監事会については、別に監事会が定める。

(会計)

第8条 本会の会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。本会の運営資金は、会費およびその他の収入によってまかなう。年会費は理事会で決める。

付則

本規則は、平成16年9月17日より効力を生じる。

編集後記

「村落と環境」第2号をお届けします。この号は、愛媛県松山市の愛媛大学で行われた第2回シンポジウム(主題は「市町村合併と入会林野」)を中心に編集しました。

入会林野と市町村との関係は、明治初年に地租改正の一環として行われた「公有林野土地官民有区分」以来の問題であり、個別報告に示されたように、その現在における現れ方はさまざまです。

半田良一氏(京都大学名誉教授・元中日本入会林野研究会代表委員)の「入会集団・自治組織・そしてコモンズ」を特別投稿という形で掲載させて頂きました。中日本入会林野研究会報からの転載です。コモンズは、林野庁の入会林野コンサルタント中央会議でもたびたび取り上げられることからわかるように、「村落と環境」を考える上での重要なキーワードです。重厚な論文ですが、是非一読して欲しい論文です。

第3回シンポジウムは、9月に島根県松江市の島根大学で開催されます。

村落と環境 第2号 2006年6月1日発行

(会員配布)

編集・発行 村落環境研究会 会長 堺 正紘
住所 〒810-0001 福岡市中央区天神3-10-25
森連ビル506 NPOFORI 森林誌研究所内
電話 092-738-9511 FAX 092-738-9411 振替口座 01770-9-77072
Eメール npofori-o@star.ocn.ne.jp
年会費 一般会員 2,000円 賛助会員(団体・法人) 5,000円

印刷 アイメディア株式会社 福岡市中央区港2-11-8
電話 092-721-0769
